

平成31年度 大東市教育委員会

4月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成31年4月23日（火） 午後4時00分～午後5時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |
| ・ 教育委員 | 齊藤 めぐみ |

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|------------------------------|--------|
| ・ 学校教育部長 | 澤田 芳彦 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長兼総括次長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 | 北田 吉彦 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 渡邊 良 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 | 奥村 彰悟 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部学校管理課長 | 清水 鉄也 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課長 | 平岡 健一郎 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 | 中村 正則 |
| ・ 学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第1号
大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する
規程にかかる専決処分について
- 日 程 第 3 教委報告第2号
大東市就学援助規則の一部を改正する規則にかかる専決
処分について
- 日 程 第 4 教委議案第16号
大東市教育大綱に係る実施計画について
- 日 程 第 5 教委議案第17号
平成32年度大東市立小学校使用教科用図書選定に關する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 6 教委議案第18号
平成32年度大東市立中学校使用教科用図書選定に關する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 7 教委議案第19号
大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につ
いて
- 日 程 第 8 一般業務報告

7. 議案書

教委報告第1号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成31年4月23日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市教育委員会事務局に係る事務決裁について、所要の改正を行う必要があるため。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程

平成 3 1 年 4 月 1 日

教 委 庁 達 第 1 号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程（教委庁達第 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項を次のように改める。

この規程は、庁達の日から施行する。

付則第 2 項を削る。

付 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程新旧対照表

新	旧																		
<p style="text-align: center;">○大東市教育委員会事務局事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">平成3年4月1日 教委庁達第1号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規程は、<u>庁達</u>の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">○大東市教育委員会事務局事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">平成3年4月1日 教委庁達第1号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規程は、<u>令達</u>の日から施行する。 <u>(大東市立野崎青少年教育センターにおける専決の特例)</u></p> <p>2 <u>当分の間、大東市立青少年教育センター条例(平成13年条例第25号)第2条に規定する大東市立野崎青少年教育センターにおける課長限りで専決できる共通の事項は、第7条第1項の規定にかかわらず、次長限りで専決するものとし、事務決裁規程別表第1を準用する。この場合において、同表第1項から第4項まで(第2項第4号から第6号までを除く。)</u>の規定中「<u>課長</u>」とあるのは「<u>次長</u>」と、<u>第10条第1項の表中「</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>部長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管総括次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>課長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>課長補佐</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管上席主査</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>上席主査</u></td> <td style="text-align: center;"><u>課長補佐</u></td> <td style="text-align: center;"><u>課長</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>」とあるのは「</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>部長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管総括次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>次長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>課長補佐</u></td> <td style="text-align: center;"><u>主管上席主査</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>上席主査</u></td> <td style="text-align: center;"><u>課長補佐</u></td> <td style="text-align: center;"><u>次長</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<u>部長</u>	<u>主管総括次長</u>	<u>主管課長</u>	<u>課長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>主管上席主査</u>	<u>上席主査</u>	<u>課長補佐</u>	<u>課長</u>	<u>部長</u>	<u>主管総括次長</u>	<u>主管課長</u>	<u>次長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>主管上席主査</u>	<u>上席主査</u>	<u>課長補佐</u>	<u>次長</u>
<u>部長</u>	<u>主管総括次長</u>	<u>主管課長</u>																	
<u>課長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>主管上席主査</u>																	
<u>上席主査</u>	<u>課長補佐</u>	<u>課長</u>																	
<u>部長</u>	<u>主管総括次長</u>	<u>主管課長</u>																	
<u>次長</u>	<u>課長補佐</u>	<u>主管上席主査</u>																	
<u>上席主査</u>	<u>課長補佐</u>	<u>次長</u>																	

教委報告第2号

大東市就学援助規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市就学援助規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成31年4月23日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

就学援助費の支給項目である通学費については、大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない者を対象とする旨が規定されているが、同要綱が平成31年4月1日付けで廃止されたことに伴い、同日付けで本規則の所要の改正を行う必要があったため。

大東市就学援助規則の一部を改正する規則

平成31年 3月29日

教委規則第6号

大東市就学援助規則（平成11年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「（大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱（平成12年教委要綱第10号）に基づく大東市遠距離児童・生徒通学費補助金の交付を受けていない者に限る。）」を削り、同項に次の1項を加える。

5 第1項第8号に掲げる事項の就学援助については、本市において同じ趣旨の援助を別に受けている者については、認定しないものとする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

大東市就学援助規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。</p> <p>(1) 学用品費および通学用品費</p> <p>(2) 宿泊を伴わない校外活動費および芸術鑑賞費</p> <p>(3) 宿泊を伴う校外活動費</p> <p>(4) 修学旅行費</p> <p>(5) 新入学学用品費</p> <p>(6) 小学校入学準備金</p> <p>(7) 中学校入学準備金</p> <p>(8) 通学費</p> <p>(9) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 就学援助は、次に掲げる事項の範囲において行う。</p> <p>(1) 学用品費および通学用品費</p> <p>(2) 宿泊を伴わない校外活動費および芸術鑑賞費</p> <p>(3) 宿泊を伴う校外活動費</p> <p>(4) 修学旅行費</p> <p>(5) 新入学学用品費</p> <p>(6) 小学校入学準備金</p> <p>(7) 中学校入学準備金</p> <p>(8) 通学費（<u>大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱（平成12年教委要綱第10号）に基づく大東市遠距離児童・生徒通学費補助金の交付を受けていない者に限る。</u>）</p> <p>(9) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。）</p>

2～4 (略)

5 第1項第8号に掲げる事項の就学援助については、本市
において同じ趣旨の援助を別に受けている者については、
認定しないものとする。

第7条～第10条 (略)

2～4 (略)

第7条～第10条 (略)

教委議案第16号

大東市教育大綱に係る実施計画について

大東市教育大綱に係る実施計画を次のとおり定める。

平成31年4月23日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市教育大綱の実現を図るために具体的施策となる実施計画を策定する必要があるため。

大東市教育大綱

平成31年度版

実 施 計 画

大東市教育大綱 平成 31 年度版 実施計画

大東市教育大綱の実現を図るため、具体的施策となる「実施計画」を次のように定め、計画的な事業実施を行う。

重点 1 学力の向上

項目	現状・課題	主な取組・方向性
① 学力向上の強化と学習習慣の定着	○ 授業力向上学校支援チームによる、学校訪問指導・「大東教員スキルアップ講座」の開催等、学力向上担当者の育成及び各校への具体的な学校支援を実施してきた。今後は、学校が一層計画的・主体的にチームを活用し、各校での確実な実践・検証・改善が必要。	➤ 学校・教職員が主体的に学力向上に向けた取組を計画し、「授業力向上学校支援チームによる訪問指導」を計画的・効果的に活用し、活用後に確実に実践することで、各校学力向上目標の具現化を図る。合わせて、教員が主体的研鑽を図る場として「大東教員スキルアップ講座」を開設し、テーマとして「授業ビデオ講座」や出張スキルアップ講座等を組み込むことで、学力向上担当者を軸としたあらゆる経験層の教員に対して、より実践的な支援を行う。
	○ 学力向上に向けて個々の児童生徒の課題に正対した取組を推進するため、大東市共通到達度確認テスト結果分析や全国学力・学習状況調査結果分析等をふまえた取組を行うとともに、日々の授業改善においては「だいたい教育ビジョン2019」を確実に活用する等、年間を通じた組織的かつ計画的な取組が必要。	➤ 「大東市共通到達度確認テスト」を実施し、学力の効果検証に基づく年度内の課題克服を確実に図るべく、早期からの取組を一層推進するとともに、家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。
	○ 各学年で定着すべき学習内容の確実な習得と定着が大切であり、さらに一人ひとりの習得度・定着度を高めていくことが課題。	➤ 「大東ステップアップ学習」による反復学習等を実施することで、基礎的・基本的内容について、児童生徒個々に確実な習得を図る。また、新学習指導要領全面実施に向け、活用について内容の再検証を行う。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
② 魅力あふれる 教職員による 授業改善・授 業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力向上の根幹は、児童生徒にとって分かりやすい授業づくりであり、学びを深め、できたと実感できるような授業を、魅力あふれる教員が実践していくことが重要であるとともに、「主体的・対話的で深い学び」を各教科で追究していくことが必要。 ○ 新教育ビジョン「だいたい教育ビジョン2019」策定年次にあたり、教員の確かな関わりによる「学び合う」授業づくりを確実に周知し、全ての教員が理解・活用することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員の一層確かな関わりによる「学び合う」授業づくりが必要であり、全校において「だいたい教育ビジョン2019」理解・活用研修を実施する。 ➤ 学力について、基礎的学力・応用的学力の両面が同時に伸びるよう、丁寧な教材研究を行い、「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」等を意識した授業実践を行う。 ➤ 教職員が「大東教員スキルアップ講座」等の研修や実践を通じて教育のプロ集団としての自覚を深め、スキルを磨き豊かな人間性と社会性を併せ持ち、教職員自らも主体的に教育活動を実践することにより、一人ひとりの児童・生徒が自分の個性と能力を十分に発揮できる授業を実施する。
③ 家庭の教育力 の向上と子 どもの生活 習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国学力・学習状況調査」の結果からも生活習慣と学力との相関性が明らかになっているところ。 ○ 本調査では、携帯電話やスマートフォンの長時間使用や、改善傾向にあるものの家庭学習習慣の定着は未だ課題であり、これらの取組みについて具体的に発信することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校休業日の学習機会の拡充のため、「学力向上ゼミ」では習熟度別クラスを増設して展開する。また、放課後等の自学自習力の育成を図るため、「大東・まなび舎」を全中学校で継続して展開する。 ➤ 「家庭教育支援チーム」による小学1年生全家庭訪問や保護者が気軽に集うことができる「いくカフェ」の学校での開催、地域のイベントとの連携を継続するとともに新たに民間と連携して「いくカフェ」を開催するなど「大東モデル」の家庭教育支援の充実を図る。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
③ 家庭の教育力の向上と子どもの生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの規則正しい生活習慣と学習習慣の定着を図るためには、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることが重要。 ○ 保護者が安心して子育ておよび教育を行うための支援強化を図るため、家庭教育支援チーム活動のより一層の推進が必要。 ○ 学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進に向けた取り組みの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校で取り組むべき内容と家庭で力を入れてもらうべき内容を明確にし、相互の取組みの連携を密にし、児童・生徒の健やかな成長に相乗的な効果が期待できる取組を推進する。併せて、家庭学習の手立てについて整理し、好事例を普及していく。 ➤ 家庭教育支援の取組や家庭教育に関する情報を積極的かつ具体的に発信することに努め、家庭教育の重要性の浸透を図る。 ➤ 学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進にかかる指標づくりに向けた取組を進める。
④ 体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」へ参加し、そこから現れた課題に対する、校種ごと各校ごとの取組の推進を図っており、昨年度に比べ、中学校においては男女とも6種目において、向上した。小中学校ともにさらなる体力向上が課題。 ○ 子どもが下校後に運動できる場所の確保として、小学校で下校前の時間帯を活用した校庭開放を実施しているが、持続可能な事業にするために、今後、見守り要員の確保が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国体力・運動能力等調査において、児童・生徒の力を如何なく発揮させる。引き続き外部機関の協力を依頼し、支援体制を構築する。外部機関の協力を得た学校や複数学年実施校において成果が見られたことから、今後、実施可能な方策を検討する。 ➤ 子どもが下校後に安全に運動できる場所を確保することについて、現在、学校の教員が担っている見守り業務については、今後、見守り要員の確保を検討し、街づくりの総合的な取組や社会体育の支援策との連携も図っていく。
⑤ がんばりが評価される学校環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学び合い」による授業研究の実施により、互いの意見を認め合う授業づくりが進んでいる。 ○ 学校通信は全ての学校が発行しており、学校ホームページによる平均発信件数も年々増加傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校生活のあらゆる場面で、子どもの良さを認め、集会等を利用して子どもたちのがんばりを称える機会を設けるとともに、学級だより、学校通信、学校ホームページ等を通じて、タイムリーに子どもたちのがんばりや良さを発信していく。「主体的・対話的で深い学び」の推進により高め合う環境づくりを行う。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
⑥ 小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実	○ グローバル人材の育成の基盤となる英語に早い段階から触れさせる等、英語教育の機会の拡充と一層の内容の充実が一層必要。	➤ 小学校初期段階からの英語教育推進について、全12校においてフォニックスを取り入れた英語学習を1年生から6年生まで実施して、英語力およびコミュニケーション力の向上を図るとともに、「Can Doリスト」を作成し、中学校区との接続を図る。
	○ 中学校3年生段階で英検3級程度の英語力を身に付けている生徒の育成を図っていくことが必要。 (総合戦略:英検3級取得率目標20%)	➤ 英語力向上の指標となり、子どもたちの英語学習のモチベーションのひとつにもなる英検取得率等の向上を図るため、大東市版英検(Daito English Trial)を実施し、英検3級に加え、準2級、2級の検定料補助を行う。
	○ 英語教員の授業力は向上しており、今後、「話すこと」の領域についての調査研究をすすめていくことが必要。	➤ 中学校において、研究授業や研修会を実施し、「話すこと」の領域の調査研究を行う。
⑦ フォーラムの開催等による教育研究の充実	○ 「子どもたちの笑顔があふれる学校園づくり」をめざし、教員が一堂に会して課題や好事例を共有し、優れた取組みの交流の場とすることが必要。 ○ 新教育ビジョン「だいたい教育ビジョン2019」について、教科ごと分科会形式による教職員相互の実践交流を図る。 ○ 市民、保護者等が参加しやすいテーマや新学習指導要領全面実施に関わるテーマを検討することが必要。	➤ 子どもたちの頑張りが継続し、賞賛され、自主的な学びにつながっていくような校区・学校園の取組や啓発が大切であり、引き続きフォーラムの開催をはじめ、新学習指導要領全面実施を見据え、様々な分野で教育研究を推進する。併せて「だいたい教育ビジョン2019」を確実に理解し、活用することで、すべての学力段階の子どもたちの学力を確実に伸ばし、学習意欲の向上につながる授業づくり、子どものやる気につながる取組を一層推進する。

重点2 安全・安心な教育環境の推進

項目	現状・課題	主な取組・方向性
① いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、近年はスマートフォン所持率の年々の増加に伴い、学校では把握しづらいネット上のいじめも心配。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いじめ・長欠不登校については、不登校対策事業のほか、学校支援事業での警察OB等による定期的な学校訪問や講話により引き続き未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤー等の専門家スタッフ等との連携を深め、保護者も含めた支援が必要な事例への関わり等について教員の対応力を高めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ事案は生命の安全に直結するため、重篤な事案に発展しないよう、特に早期発見・早期対応を徹底させることが重要。 ○ 体罰は、子どもたちの人権の尊重という観点からも絶対に許されない行為である。また教員と子どもたちの信頼関係だけでなく学校全体の信頼も損なう原因となるため、その根絶が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「大東市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会や学校内での組織的な対応および家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら、危機管理体制を構築する。また、積極的な認知に努め、早期の解消を図る。あわせてネット利用の低年齢化に伴い、新たに生じる危険性に対応するため、情報モラル教育をさらに強化し、学校およびPTA等と協議の上、スマートフォン等利用に関するルールづくりを行う。
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 体罰は絶対に許されないという認識のもと、継続して教職員の意識を高めるとともに、体罰に至らない指導の在り方について徹底するなど、児童・生徒の成長を促す指導を引き続き促進する。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
② セーフティネット機関の充実	○ 子どもたちや保護者等が子ども本人のことや子どもを取り巻く環境について、相談したいときにはいつでも、何でも気軽に相談できる機関の設置は、安全・安心な教育の提供と保証をめざす上で、行政機関としての必須条件であるとの認識のもと、ニーズの多少に関わらず、市民にとっての大切なセーフティネット機関の設置は今後も必要。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育相談や適応指導教室(ボイス)等によるセーフティネット機関について、なお一層の周知と、学校との連携や役割の担い分けを図りながら、相談体制と相談機関の一層の充実と工夫を図る。また「ネウボランドだいたい」との連携を図っていく。 ➤ 各校で実施している子どもとの相談についても、教員のカウンセリング技能を高めるために、児童生徒理解のための研修会等、教員対象の研修会の充実を今後も図る。 ➤ 近年は、保護者を含めた家庭全体への支援が必要なケースも増加しているため、家庭教育支援チームや「ネウボランドだいたい」へのSSW常駐配置により、福祉機関等との連携を促進し、切れ目のない支援の充実を図る。
③ 児童・生徒指導の推進	○ 子どもの問題行動等の減少に向け、授業や特別活動等、学校生活全般を通じて仲間づくりや判断力を高める取組を実施しているほか、中学校においては生徒理解に努め成長を促す指導に取り組んでいる。その成果として、全体としての問題行動等は、前年度に比べて減少している。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不登校対応担当者研修会、いじめ対応担当教員連絡会等の研修を実施し、児童・生徒理解を深め、成長を促す指導を促進する。 ➤ 授業や特別活動等、学校生活全般を通じて子どもと子ども、子どもと教員の関係をより一層深め、相互の信頼感を高めることで関係性を強め、問題行動のさらなる減少につなげる。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>④ 中学校区単位での道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校では「特別の教科 道徳」の授業を効果的な年間計画を作成の上実施し、評価の仕方について研究を進めながら評価活動を行っている。 ○ 中学校においては、今年度から実施の「特別の教科 道徳」の授業を計画的に実施し、評価の仕方について研究を進めることが必要。 ○ 小中学校ともまわりの人々とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていくことが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「道徳的価値」としっかり向き合い、自己の生き方についての考えを深められるような授業の実践をめざすとともに、いかに成長したかを積極的に認め、励ます評価の仕方について研究を推進する。引き続き中学校単位で授業や評価の在り方等研究を推進し、児童・生徒の道徳性を養っていく。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市で実施する「生徒会サミット」等を活用し、市全体で主体的なボランティア活動について考える機会をもつ。
<p>⑤ 学校施設・設備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設は、未来を担う子どもたちが日々過ごし、学び・活動する場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割を果たす重要な施設である。 ○ 本市の市立小中学校は、子どもたちの生命を守るために構造部材の耐震化を進めており、現在耐震化率は100%であるが、近年の大規模な地震では、天井材の落下など「非構造部材」の被害も発生しており、その対策が喫緊の課題。 ○ 本市の学校施設は、築年数が古く、校舎だけでなく、遊具等においても老朽化が顕著となっており、児童生徒の安全安心な教育環境を確保するため、学校施設の安全点検を実施し、児童の安全・安心を確保していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設は、平成10年度から平成23年度にかけて、耐震工事は完了しているものの、築50年を超える校舎もあり、施設・設備の老朽化も顕著となっている。平成31年度策定予定の長寿命化計画を基に非構造部材耐震化事業および老朽改修事業をおおむね10年をかけて計画的かつ効率的に改修することにより、これらの諸問題を解決していく取組を推進する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校施設の安全点検を実施し、緊急性の高い箇所から優先的に改修し、児童生徒の安全安心な教育環境を確保する。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
⑥ 通学路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議したところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通学路の安全確保に向けた取組を引き続き行うため、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携し、子どもたちが安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。
⑦ 給食を柱とした食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食は、学校給食法に基づき安全・安心な給食の提供を第一とし、栄養の摂取のみならず、心身の健全な発達に資するものとして小中学校とも実施。 ○ 食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的として、給食指導や給食を教材とした食育授業など、学校給食の積極的な活用を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小学校から中学校の一貫した給食・食育指導の計画の策定や献立の工夫などを行い、本市における学校給食が学校教育の太い柱となるように、小中学校のさらなる連携を深めていく取組を推進する。
⑧ 放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼間に保護者のいない家庭の児童を対象とする「放課後児童クラブ」と全児童を対象とする「放課後子ども教室」の一体的な運営を全小学校で実施。放課後子ども教室の開催回数増やプログラム充実が課題。 ○ 青少年教育センターの他、まなび南郷等の生涯学習施設でも放課後の居場所づくりに取り組んでいる。放課後の居場所のニーズが多様化する中、各施設における居場所づくりの推進が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放課後子ども教室について、放課後児童クラブ指定管理者と連携して講師人材を確保し、民間団体のプログラムも活用しながら、より多くの児童が参加できる体制を整える。 ➤ 各生涯学習施設において、「学習ルーム」、「子どもの居場所サロン」など多様な居場所づくり事業を推進する。

重点3 開かれた魅力ある学校づくり

項目	現状・課題	主な取組・方向性
<p>① 小中一貫教育による学校教育の大東ブランドづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校区のめざす子ども像、「自らの将来の姿を描き、意欲をもって学び続ける子ども」として、学校、家庭、地域とともに子どもを育む小中一貫教育を推進する必要がある。 ○ 学力向上と豊かな心の育成をめざすため、各教科における9年間を系統立てたカリキュラムをより充実させるべく議論を重ねていく必要がある。 ○ モデル校区として、小中学校教員の交流を通し、小中学校それぞれの良さを融合した系統的な教育を確立するため、十分な検証を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 北条中学校区をモデル校とした『小中一貫教育モデル校プロジェクト』(平成29年～平成31年)は3年目を迎え、学習面や生活面での成果が顕著に表れていることから、これまで取り組んできた事業内容のさらなる発展とともに、その成果の普及と段階的な全市展開に向けて、「大東市小中一貫教育基本指針」を策定する。
<p>② 少人数学級の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数指導を取組むにあたり、子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個々に応じたきめ細やかな支援ができるよう常に追求していく必要がある。 ○ 学力向上における効果的な少人数学級編制の実現に向け、効果検証と課題解決における調査研究を継続して進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもたちの状況をしっかりと把握した上でより効果的な少人数指導を工夫することで、さらなる授業改善の取組を進めていく。 ➤ 独自に少人数学級編制を実施している先進市の取組状況や国の調査等について情報収集を行う中で様々な課題が見えてきた。今後は、これらの課題に対して解決するべく取組を推進するとともに、継続して検証も行っていく。
<p>③ 地域に開かれ信頼される学校づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの健やかな成長のためには、子どもを取り巻く社会全体で支援する必要がある。 ○ とりわけ、地域の方々との温かいつながりは、子どもたちに地域を愛する心を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域総がかりの教育(全世代市民会議、教育コミュニティづくり、地域教育協議会等との連携)を促進し、学校が核となって地域で子どもたちを育てていくという意識を醸成し、地域とともにある学校づくりをさらに推進する。併せて国の「次世代の学校・地域」創生プランに基づく施策の推進を図る。

項目	現状・課題	主な取組・方向性
④ 学校情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域の方に学校を支援し応援していただくためにはタイムリーな学校情報の発信が大切。 ○ 小中学校では「大東学び合いネット」を導入し、教育委員会ホームページから、一括して各校のホームページにアクセスできるシステムを整備。 ○ 市教育委員会広報誌「えがお大東っ子」の発行や各学校だよりの発行を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校ホームページや学校だよりでの発信、学校公開等を通じて、学校の様々な取組を理解していただき、地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を醸成することのできるような記事掲載の工夫に努める。学校の取組を理解していただくと同時に、学校、家庭、地域の役割の担い分けについても積極的に依頼、発信していく。また、今後もタイムリーな学校情報発信に努め、市教育委員会としても引き続き学校情報の発信を行っていく。
⑤ 地域人材の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの豊かな教育活動のために、小学校でのクラブ活動、中学校での部活動の支援をはじめ、読み聞かせ、外国語活動、放課後学習、総合的な学習の時間など、様々な時間に、地域の方々が直接子どもたちを指導。また、学校環境整備(花壇整備・地域清掃等)にも協力頂いているのが現状。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域とともにある学校をめざし、子どもたちや学校のために協力・支援してくださっている地域の方々との継続的なつながりを形成するとともに、自然な感謝の気持ちを表明することのできる子どもたちを育成する。「特別の教科 道徳」においても、道徳性の育成の中で地域の方々とのつながりや感謝の気持ちの醸成をも図る。 ➤ 新学習指導要領の実施に向けて、各校においてカリキュラムマネジメントを推進し、計画的に地域人材との触れ合いが実現できるようにする。
⑥ 多様な体験活動の推進と世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校外のような体験活動も子どもたちの豊かな成長にとっては不可欠。 ○ マラソン大会、ドッジボール大会、野外活動センターでの活動、市主催の様々な文化行事や講座などへの参加を通して子どもの感性と情操を育む。 ○ 子どもに関わる主要な社会教育団体である「こども会」が、担い手不足等により縮小し続けている。こども会の消滅危機にある小学校区において対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもたちの積極的な参加を促すために、スポーツ少年団、こども会、青少年協会等の社会教育団体への支援と連携した取組み、また、各種教育的なイベントとの積極的な連携など、子どもと高齢者等との世代間交流の促進も図りながら、バラエティに富む様々な行事の充実を図る。 ➤ 子どもたちがこども会活動に参加する機会を確保するため、こども会の消滅危機にある校区での「校区こども会構想」の具体化を進める。

大東市教育大綱【H30実施計画取組状況】

重点大綱	1. 学力の向上	◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改善(A)	担当
	目 標(P)				
学力向上の強化と学習習慣の定着	学校・教職員が主体的に学力向上に向けた取組みを計画し、「授業力向上学校支援チームによる訪問指導」を効果的に活用することで、各校学力向上目標の具現化を図る。合わせて、教員が主体的研鑽を図る場として「大東教員スキルアップ講座」を開講し、学力向上担当者を軸とした校内波及体制の構築を図る。	◇チーム員による「学校訪問指導」を実施 ◇チーム員による「大東教員スキルアップ講座」を開講(年間29回)及び「スキルアップ講座通信」を全回発行。	○希望校に対する訪問指導により、授業者個別に具体的な指導・助言を行うことができた。(市内全体で56回訪問) ●年間29回のうち、開催日及びテーマ設定等により、参加しにくい回があった。	◎「学校訪問指導」は、各校が年間計画を立てやすいよう、希望校の募集方法を改める。 ◎「大東教員スキルアップ講座」における学力向上担当者同士の実践交流の機会を増やすとともに、実際の授業参観等も講座に導入することを検討する。	教育研究所
	「大東市共通到達度確認テスト」を実施し、学力の効果検証に基づく年度内の課題克服を確実に図るとともに、家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。	◇4月、小学3・4・5年・中学1・2年対象に「共通到達度確認テスト」を実施。実施後、アシストシートの活用及び授業改善等、年度内の課題克服を行った。	○全国学力・学習状況調査、同一児童生徒の学力推移において、3年連続数値が向上。 ●結果返却後、一層早期から取組が必要。	◎新学習指導要領全面実施に向けた移行期間であることから、次年度は移行措置対応問題となっていることをふまえ、結果を早期に分析し、個々への対応及び授業改善に活かすよう、研究所として継続した発信を行う。	教育研究所
	「大東ステップアップ学習」による反復学習等を実施することで、基礎的・基本的内容について、児童生徒個々に確実な習得を図る。	◇各校、通年で日常的に「ステップアップ学習プリント」を活用。個別対応としても補充学習あるいは家庭学習用として活用。	○全国学力・学習状況調査において、小学校では昨年度の過去最高を更新。 ○同一児童生徒の学力推移において、3年連続数値が向上。	◎定着が見られる中、移行期間における活用について、内容の再検証が必要である。	教育研究所
魅力あふれる教職員による授業改善・授業づくり	児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員の一層確かな関わりによる「学び合う」授業づくりを中心とした授業改善研究を推進し、教員の指導や支援のあり方を振り返り、指導方法の工夫改善を行う。	◇全校で年間3回以上の公開授業改善研究会を実施。市内で年間81回開催。 ◇全校で少人数指導を活かした指導方法の工夫改善を行った。	○児童生徒質問紙において、「指導方法の工夫改善」に関する項目「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」が、小・中学校とも前年度比で10ポイント以上向上した。中学校は全項目で前年度を上回った。 ●まだまだ「型」に留まっている実践がある。	◎「だいたい教育ビジョン2019」について、その内容をいかに理解し、日々の授業実践に活かすかを丁寧に伝え、全教員の共通認識を図る必要がある。	教育研究所
	学力について、基礎的学力・応用的学力の両面が同時に伸びるよう、丁寧な教材研究を行い、ねらいの明確化とふりかえりの質を追求した授業を展開する。	◇各校、授業力向上の目標の具現化に向け、授業スタンダードであるめあて・流れ・個人思考・ペア・グループ交流・振り返りのある授業展開とともに、新学習指導要領全面実施を見据えた、質の高い授業づくりを追究。	○日々の授業力向上がひいては児童・生徒の学力向上に結びつくものとして、全国学力・学習状況調査において、小学校では昨年度の過去最高を更新し、かつ同一児童生徒の学力推移において、3年連続数値が向上。 ●まだまだ「型」に留まっている実践がある。	◎「だいたい教育ビジョン2019」における「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」をベースとし、各校園が日々の教育実践に結びつける取組が必要である。	教育研究所
	教職員が「大東教員スキルアップ講座」等の研修や実践を通じて教育のプロ集団としての自覚を深め、スキルを磨き豊かな人間性と社会性を併せ持ち、教職員自らも主体的に教育活動を実践することにより、一人ひとりの児童・生徒が自分の個性と能力を十分に発揮できる授業を実施する。	◇チーム員による「大東教員スキルアップ講座」を開講(年間29回)及び「スキルアップ講座通信」を全回発行。 ◇市主催初任者研修、1・2年目講師研修、10年経験者研修、パートナー校研修実施。 ◇指導主事担当校訪問実施。	○教員が当たり前のように「授業を開き」、互いに「切磋琢磨」する学校文化、また、授業参観シート等を作成・活用し、互いに観合い・高める校内研修体制が形成されている。 ●「大東教員スキルアップ講座」では、開催日及びテーマ設定等により、参加しにくい回があった。	◎「授業を開く」から「授業を拓く」べく、各校園研究授業及び討論において、「だいたい教育ビジョン2019」を確実に効果的に活用することで授業力を一層高める必要がある。 ◎「大東教員スキルアップ講座」は、開催時期を精査し、テーマについては、より授業に特化した実践的内容となるよう再構築する。	教育研究所
家庭の教育力の向上と子どもの生活習慣の改善	学校休業日や放課後等における子どもの学習機会の拡充や自学自習力の育成を図るため、「学力向上ゼミ」や「大東・まなび舎」の充実を図る。	◇市内4会場で土曜日年間40回「学力向上ゼミ」実施。 ◇市内全中学校で放課後等を活用した「大東・まなび舎事業」実施。	○全国学力・学習状況調査において、無解答率が、大東まなび舎を実施している中学校において、前年度比で全ての領域で改善した。 ●学力向上ゼミの会場によっては、定員を超える受講者があった。全員を受け入れたが、習熟度による分割が必要。	◎学力向上ゼミでは、よりきめ細かな指導体制がとれるよう、中学1年のクラスを2分割習熟度編制とすることを検討する。	教育研究所

重点 大綱	1. 学力の向上				
	目 標(P)	◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改 善(A)	担 当
家庭の教育 力の向上と子 どもの生活習 慣の改善	学校で取り組むべき内容と家庭で力を入れてもら うべき内容を明確にし、相互の取組みの連携を密 にし、児童・生徒の健やかな成長に相乗的な効果 が期待できる取組を推進する。	◇「ホームワークガイド2016」フォーマットをベースとし、 各校が「家庭学習の手引」等を発信。	○児童生徒質問紙、家庭学習習慣に関する項目において、小 学校では「家で自分で計画を立てて勉強している」「1日1時間 以上勉強している」「家で予習・復習をしている」の数値が過去 最高、中学校では「家で予習・復習をしている」が過去最高数値 であった。 ●取り組めていない児童生徒をどう改善させるか。	◎各校の家庭学習習慣確立のための取組や、児 童生徒一人ひとりが取り組める手立て等について 市として整理し、好事例の一層の普及を図る必要 がある。	教育 研究所
	「家庭教育支援チーム」による小学1年生全家庭 訪問や保護者が気軽に集うことができる「いくカ フェ」の学校での開催、地域のイベントとの連携を 継続するとともに民間の活用の検討を進めるなど 「大東モデル」の家庭教育支援の充実を図る。	◇小学1年生全家庭訪問の実施(年2回) ※2回の訪問でともに会えなかった家庭については、3 回目の家庭訪問を実施 ◇いくカフェの開催(学校・公民館等・全33回開催) ◇チーム会議(小学校単位・全体)を開催(全70回開 催H31.1末現在) ◇チーム員養成講座の開催(出前講座も含む)(チーム 員51人増員) ◇子育て講演会の開催	○小学1年生全家庭訪問を年2回実施し、97%を超える保護 者との面会ができた。 ○いくカフェを学校での開催や地域イベントと共催するなど、創 意工夫を凝らして開催し、参加者が増加した。 ○年間70回以上のチーム会議を開催し、市全体及び校区ご との情報把握・共有が推進した。 ○養成講座開催によりチーム員の増員が図れた。 ○公民連携として民間主催のイベントにおいていくカフェを開 催することができた。 ●チーム員数は増えているものの小学校区でのパラツキの解 消や当事者性のチーム員の養成が課題である。 ●新たに連携できる民間資源の発掘	◎保護者と同じ目線で寄り添うことができる当事 者性のチーム員の増員に向け取り組む。 ◎いくカフェでの保護者の参加者増に向けた工夫 を図る。	家庭教育 支援G
	家庭教育支援の取組や家庭教育に関する積極的 かつ具体的な情報発信に努め、家庭教育の重要 性の浸透を図る。	◇家庭訪問・いくカフェでの情報提供 ◇子育て講演会の開催 ◇広報だより・教育委員会だよりへの記事掲載	○家庭訪問で面会できた保護者数、いくカフェの参加者の増加 により直接情報の提供ができた件数が増加した。 ●子育て講演会の参加者数が昨年度とほぼ同数であった。ま た、子育て世代の参加者が少なかった。	◎あらゆる機会をとらえた積極的な情報発信の必 要がある。	家庭教育 支援G
	学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進に向け た取組みの検討を進める。	◇家庭訪問・いくカフェの実施 ◇子育て講演会の開催	○家庭訪問で面会できた保護者数、いくカフェの参加者の増加 により直接情報の提供ができた件数が増加した。 ●子育て講演会の参加者が少ない。また、子育て世代の参加 者も少ない。 ●学校・家庭・地域の教育の担い分けに向けた指標づくりへの 取り組みができなかった。	◎子育て講演会の参加者増に向け、開催時期の 変更や他のイベントとの共催など工夫して取り組 む。 ◎学校・家庭・地域の教育の担い分けにかかる指 標づくりに向け取り組む。	家庭教育 支援G
	全国体力・運動能力等調査において、児童・生徒 の力を如何なく発揮させる。特に府立高等学校体 育教員等の協力を得た学校では、結果の向上が 図られたため、引き続き外部機関の協力を依頼 し、支援体制を構築する。課題が見られる項目に ついては、授業に反映させる工夫を行う。	◇大阪府教育庁と連携した全国体力・運動能力等調査 の実施 ◇課題が見られる体力項目についての、教員研修の実 施	○大阪府教育庁と連携を図り、市内4校において全国体力・運 動能力等調査の実施に係る協力を得ることができた。また、市 教育委員会指導主事も指導にあたったことで効果の見られた 項目もあった。 ●課題が見られる体力項目の実施方法や測定の仕方につい て教員研修を行ったが、市全体としての向上には至らなかつ た。	◎全国体力・運動能力等調査の結果より、複数学 年実施校において成果が見られたことから、実施 可能な方策を検討する。	指導・人 権G
子どもが下校後に安全に運動できる場所を確保す ることについて、街づくりの総合的な取組や社会体 育の支援策との連携を今後も図っていく。	◇放課後校庭開放の実施	○実施校においては、放課後のボール遊び等の場所を確保す ることの一端を担うことができた。 ●「学校における働き方改革」についての文部科学省通知との 整合性を図る必要がある。	◎持続可能な事業にするために、現在、学校の教 員が担っている見守り業務については、今後見守 り要員の確保を検討する。	指導・人 権G	
学校生活のあらゆる場面で、子どもの良さを認め 、集会等を利用して子どもたちのがんばりを称 える機会を設けるとともに、学級だより、学校通 信、学校ホームページ等を通じて、タイムリーに子 どもたちのがんばりや良さを発信していく。「主体 的・対話的で深い学び」の推進により高め合う環 境づくりを行う。	◇「学び合い」による相互のよさや違いを認め合う学習 を推進し、校外外での子どもの活躍を称える機会を設 けている。 ◇学校だよりや学校通信の発行、学校ホームページに よる発信	○「学び合い」による授業研究の実施により、互いの意見を認 め合う授業づくりが進んだ。 ○学校ホームページによる発信は、1校あたり月平均77.3件 になり(H29年度は、72.2件)タイムリーに児童生徒のがんば りを伝えている。 ○全校で学校だよりを発行。 ●「主体的・対話的で深い学び」を追究する授業の構築。	◎「主体的・対話的で深い学び」を追究する授業づ くりの推進。 ◎引き続き、学級だより、学校通信、学校ホーム ページ等を通じて、タイムリーに子どもたちのが んばりや良さを発信していく。	指導・人 権G	

重点 大綱	1. 学力の向上				
	目 標(P)	◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改 善(A)	担 当
小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実	小学校初期段階からの英語教育推進について、全12校においてフォニックスを取り入れた英語学習を1年生から6年生まで実施し、英語力およびコミュニケーション力の向上を図る。	◇小学校全12校において、全学年でモジュール学習を計画的に実施	○小学校では楽しみながら英語学習に取り組むことができ、モジュール学習を実施している教員の英語力も向上した。 ○中学校進学時に、英語力に関して小学校間の格差が縮まった。 ●小学校外国語科の実施に向けて、「Can Doリスト」の整備が必要である。	◎小学校全12校において、「Can Doリスト」を作成し、中学校区との接続を図る。	指導・人権G
	中学校において、教員が英語の授業の半分以上を、英語を使いながら進めていくために、授業力を向上させる必要がある。そのため、研究授業に取り組み、授業の質を高めていく。	◇中学校英語コーディネーターを中心とした研究授業の実施、授業改善のための研修会の実施	○中学校において、教員が英語の授業の半分以上を、英語を使いながら進めているかどうかの割合 H29. 76.5% > H30.12現在 100.0% ○小学校英語の授業見学を中学校教員が積極的に行うようになり、小中の接続について意識を高くもつようになった。 ●中学校において、授業改善が進んだが、「話すこと」の領域についての調査研究が必要である。	◎授業改善のための研究授業や研修会を実施する。	指導・人権G
	英語力向上の指標となり、子どもたちの英語学習のモチベーションのひとつにもなる英検取得率等の向上を図るため、大東市版英検(Daito English Trial)を実施し、英検3級に加え、準2級、2級の受験料補助を行う。	◇「Daito English Trial」を実施し、英検3級に加え、準2級、2級の受験料補助を実施	○H30.12現在「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」目標値：中学3年生の英検3級取得率20%達成、前年度より比較して準2級、2級取得者数の増加 ●英検準2級、2級の受験料補助を実施したことで、3級取得者のモチベーションは向上したが、「Daito English Trial」を活用して3級を取得しようとする人数が若干減少した。	◎「Daito English Trial」の基本的なシステムに加え、英検3級受験者を増加させる工夫を行う。	指導・人権G
フォーラムの開催等による教育研究の充実	子どもたちの頑張りや継続し、賞賛され、自主的な学びにつながっていくような校区・学校園の取組みや啓発が大切であり、引き続きフォーラムの開催をはじめ、新学習指導要領を見据え、様々な分野で教育研究を進めるなど、すべての学力段階の子どもたちの学力を確実に伸ばし、学習意欲の向上につなげる授業づくり、子どものやる気につながる取組みを、一層推進する。	◇第7回市教育研究フォーラム第1部開催。「大東市の今とこれから～新学習指導要領全面実施に向けて～」をテーマに、大阪産業大学西口利文教授による記念講演、授業力学校支援チームメンバーによるパネルディスカッション及び北条中学校区による小中一貫モデル校区の取組中間報告を行った。 ◇第2部では、「新学習指導要領全面実施に向けて大切な視点」について、教科別分科会を開催。	○第1部2部とも、新学習指導要領全面実施に向けて、市内で共通認識をもつ機会となった。 ●第1部において、報告形態をよりよくするべくパネルディスカッション等試みたが、全ての参加者が満足いく工夫が必要。	◎フォーラムの有意性は年々高まってきており、第1部においては引き続き、保護者・市民も参加しやすいテーマ設定を計画する必要がある。 ◎第2部では、どの教科分科会でも共通して議論できるテーマを構築する必要がある。	教育研究所

大東市教育大綱【H30実施計画取組状況】

重点大綱	2. 安全・安心な教育環境の推進	◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改善(A)	担当
いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応	いじめ・長欠不登校については、不登校対策事業のほか、学校支援事業での警察OB等による定期的な学校訪問や講話により引き続き未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、弁護士等の専門家スタッフ等による、保護者も含めた支援が必要な事例への関わり等をさらに推進する。	◇不登校対策事業の実施 ・不登校指導員の配置(中学校8校、小学校5校) ・適応指導教室「ボイス」の開室 ◇学校支援事業における警察OBによる定期的な学校訪問の実施や防犯教室の実施 ◇SCやSSWを活用したケース会議の実施	○不登校指導員を配置し、訪問指導等を実施した。 ○警察OBによる定期的な学校訪問の実施や防犯教室の実施により、トラブルの未然防止に役立っている。 ○SCやSSWといった専門家と適切に連携し、学校としての方針を明確にして対応することで、状況の改善につながったケースがあった。 ●SCやSSW等の専門家との連携については進んできたが、スクールロイヤーに直ぐに相談できるシステムはまだ整っていない。	◎保護者も含めた支援が必要な事例への関わり等について、教員が理解を深める必要がある。 ◎スクールロイヤーによる事例研修の実施や、早めに相談できる体制の構築をすすめる。	指導・人権G
	「大東市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会や学校内での組織的な対応および家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら、危機管理体制を構築する。また、積極的な認知に努め、早期の解消を図る。あわせてネット利用の低年齢化に伴い、新たに生じる危険性に対応するため、情報モラル教育をさらに強化する。	◇研修会におけるいじめの積極的認知についての周知 ◇いじめ対応担当教員連絡会の実施(年3回) ◇情報モラル学習教室の実施	○小学校におけるいじめの認知件数が増加した。 ○「学校あんしん生活アンケート」において、「いじめが今も続いている」と回答した児童生徒の割合が減少した。 ●情報モラルに関する学習の機会を増加させる必要がある。	◎情報モラル学習教室を実施するとともに、民間携帯電話業者や大阪府警等が実施する教室の活用を各校に促す。 ◎小学校において、PC教室ソフト(情報モラル)の活用を促進する。	指導・人権G
	体罰は絶対に許されないという認識のもと、継続して教職員の意識を高めるように追求し、体罰に至らない生徒指導の在り方について徹底するなど、生徒の成長を促す生徒指導を引き続き促進する。	◇1～3年目の教職員を対象とした体罰防止研修会の実施 ◇校団長会・主任教頭会において教職員に対する指導の徹底を指示するとともに、校内における体罰防止を目的とした研修の実施状況について把握	○各校において、体罰の防止を目的とした校内研修を年間複数回、継続的に実施していることで、教職員が体罰は許されないものであるという意識が浸透しつつある。また、教職員が体罰に至らない指導の在り方についての意識を強く持ち、学校全体が一体となって生徒指導に取組んでいる。 ●実施している研修が毎回同じような内容になると効果が下がってしまうことから、研修内容についても工夫していくことが必要である。	◎研修や注意喚起を繰り返して行ったことにより、教職員にとって体罰は絶対に許されない行為であるという意識は持つことができていると感じているが、この意識を持続させるためには、定期的、また継続的に行う必要がある。したがって、引き続き、各校と連携しながら体罰防止の取組みを進めていく。	政策G/ 指導・人権G
セーフティネット機関の充実	教育相談や適応指導教室(ボイス)等によるセーフティネット機関について、なお一層の周知と、学校との連携や役割の担い分けを図りながら、相談体制と相談機関の一層の充実と工夫を図る。	◇教育相談の周知を図るためにQRコードを掲載し、ワンステップで情報にたどり着けるようにした。 ◇適応指導教室(ボイス)の利用ニーズに応じて、保護者交流会の実施回数を増加させた。	○教育相談への相談により、保護者の不安感を和らげることができた。 ○適応指導教室(ボイス)を利用する児童生徒の保護者を教育相談に繋いだ。 ○不登校で家から外出しにくい児童生徒が不定期ながらも登室できるようになり、指導員や他の子どもと関わるできるようになった。登室者数が増加した。(H29年度末 14名→H30年度2月 19名) ●適応指導教室(ボイス)にも通うことが困難な児童生徒へのアプローチについての工夫が必要である。	◎適応指導教室(ボイス)につなげる方策について、検討していく。	指導・人権G
	各校で実施している子どもとの相談についても、教員のカウンセリング技能を高めるために、児童生徒理解のための研修会等、教員対象の研修会の充実を今後図る。	◇不登校対応担当者研修会を実施(年3回) ◇各校の教職員人権教育研修の推進	○スクールカウンセラーを講師とした事例検討会を実施。児童生徒に向き合う際の対応方法について学ぶことができた。 ○スクールソーシャルワーカーを交えて効果的なケース会議の実施について学ぶことができた。 ●研修の回数を増やすことなく充実させていく必要がある。	◎スクールカウンセラーを講師とした事例検討会を引き続き実施し、各校において伝達研修を確実に実施する。	指導・人権G
	近年は、保護者を含めた家庭全体への支援が必要なケースも増加しているため、家庭教育支援チームを柱に、福祉機関等、関係諸機関とのより一層の連携を図る。	◇要保護児童対策地域協議会・CSW協議会への参画 ◇基幹チーム会議の定期的開催 ◇「ネウボランドだいとう」へのSSW常駐(相談件数:57件 H31. 1未現在)	○SSWが要保護児童対策地域協議会・CSW協議会に参画し、福祉部局との情報共有・連携が図れた。 ○基幹チーム会議の定期的開催、「ネウボランドだいとう」にSSWが常駐することにより、0～18歳までの切れ目のない支援体制が構築できた。 ●「ネウボランドだいとう」における情報共有のシステム化が課題である。 ●「ネウボランドだいとう」への常駐SSWの業務量の増加	◎家庭教育支援チーム・「ネウボランドだいとう」において福祉機関とのよりきめ細やかな連携とその中心的役割を担うSSWの増員を図る。 ◎「ネウボランドだいとう」において情報共有がスムーズに行えるよう教育・福祉・保健部局の定期的な会議を開催する。	家庭教育支援G

重点 大綱	2. 安全・安心な教育環境の推進				
目 標(P)		◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改 善(A)	担 当
児童・生徒指導の推進	引き続き、児童・生徒理解を深め、成長を促す指導を促進する。	◇不登校対応担当者研修会を実施(年3回) ◇いじめ対応担当教員連絡会(年3回)の実施 ◇生徒指導担当者会の実施	○不登校対応担当者会を実施し、チームによる情報共有、アセスメントによる児童生徒理解、背景理解を踏まえた対応等について教員が学ぶことができた。 ○いじめ対応担当教員連絡会を実施し、いじめの未然防止や児童生徒への指導等について学ぶことができた。 ●効果検証の方法について、研究が必要である。	◎不登校対応担当者研修会、いじめ対応担当教員連絡会等の研修を実施し、児童生徒理解を深め、成長を促す指導を促進する。	指導・人権G
	授業や特別活動等、学校生活全般を通じて子どもと子ども、子どもと教員の関係をより一層深め、相互の信頼感を高めることで関係性を強め、問題行動のさらなる減少につなげる。	◇「学び合う授業づくり」授業研の実施 ◇新学習指導要領実施に向けての準備	○小中学校とともに前年度に比べ暴力行為の件数が減少している。(H29.1月末 小:17件 中:39件 → H30.1月末 小:9件中:27件) ●学校により発生件数に差が見られる。	◎成長を促す指導を各校で推進し、子どもどうし、子どもと教員の信頼関係をより強固なものにしていく。	指導・人権G
中学校区単位での道徳教育の推進	人としての生き方や社会の在り方について、対立がある場合を含めて多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向をめざす資質・能力を育むために、引き続き中学校区単位で授業や評価の在り方等研究を推進し、児童・生徒の道徳性を養っていく。中学校においては、授業と評価の両面で研究を推進していく。	◇小学校において年間計画に沿って「特別の教科 道徳」の授業を行い、評価を実施 ◇中学校区単位において道徳教育に係る研修会を実施 ◇中学校において「特別の教科 道徳」の評価研究の実施	○道徳教育推進担当者会を実施し、各校の「特別の教科 道徳」の進捗状況を確認するとともに、評価のあり方について研修を行うことで、各校の評価活動に寄与することができた。 ●児童生徒に対し、的確な評価を行うためには、研究の積み重ねが必要である。	◎「道徳的価値」としっかり向き合い、自己の生き方についての考えを深められるような授業の実践をめざすと同時に、いかに成長したかを積極的に認め、励ます評価の仕方について研究を推進する。	指導・人権G
	各学校の児童・生徒会活動において主体的なボランティア活動等が充実する等、道徳的実践力につながるような道徳教育の推進を図る。	◇ボランティア活動の実施 ・エコキャップ回収活動 ・地域清掃活動 ・単身高齢者世帯訪問 等	○ボランティア活動を行っている学校においては、継続的な取組みになっている。 ●各校の状況により、児童会活動、生徒会活動とボランティア活動が結びつかない状況があった。	◎市で実施する「生徒会サミット」等を活用し、市全体で主体的なボランティア活動について考える機会をもつ。	指導・人権G
学校施設・設備の整備	学校施設は、施設・設備の老朽化も顕著となっており、非構造部材耐震化事業および老朽改修事業を計画的かつ効率的に施工することにより、これらの諸問題を解決していく取組を推進する。	◇泉小・北条小・氷野小プール改修工事を施工 ◇住道南小照明器具取替工事を施工 ◇高圧受電設備改修工事を施工	○施設・設備の老朽改修を行う事により子どもたちが安全で安心して学ぶことが出来る環境づくりに寄与 ○地域の緊急避難所としての防災拠点の整備 ●学校運営と施工時期の調整	◎国庫補助金の獲得 ◎学校運営と施工時期の調整	学校管理課
通学路の整備	通学路の安全確保に向けた取組を引き続き行うため、子ども安全見守り隊や道路管理者、警察等の関係機関と連携し、子どもたちが安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。	◇通学路安全推進協議会の開催(道路管理者・警察との連携) ◇各学校による通学路の点検(毎学期)	○児童の通学環境の変化に迅速に対応した継続的な安全対策の推進 ○通学路危険箇所への歩行者用信号機の設置 ●安全対策予算の獲得	◎安全対策予算の獲得 ◎道路管理者・警察等関係機関との調整	学校管理課
給食を柱とした食育の推進	小学校から中学校の一貫した給食・食育指導の計画の策定や献立の工夫などを行い、本市における学校給食が学校教育の太い柱となるように、小中学校の連携を深めていく取組を推進する。	◇献立の工夫については、小学校の献立を中学校給食に合うようにして、積極的に活用 ◇給食指導担当者会の小中学校の交流 ◇小中栄養教諭合同での物資選定会の開催 ◇小学校6年生の中学校登校による取組「アクセスプラン」にて中学校給食の体験 ◇小学校での中学校給食の啓発に繋げるため、小学校栄養教諭・栄養士が中学校の給食時間に参観、試食を実施	○小中栄養教諭・給食指導担当者の交流により、現場の状況の相互理解が図れた ●小学校から中学校へのスムーズな給食に繋げるための小中学校間の相互理解	◎小中学校間の更なる相互理解 ◎発達段階に合わせた給食・食育指導計画の研究	学校管理課

重点 大綱	2. 安全・安心な教育環境の推進				
目 標(P)		◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改 善(A)	担 当
放課後の居場所づくり	「放課後児童クラブ」について、基準条例で定める経過措置期限の平成31年度末までに基準に適合した施設整備等を行う。	◇平成30年4月、諸福小児童クラブで2教室を新設して全4教室とし、四条小児童クラブで全2教室の各室を増床した。	○現状、全小学校の児童クラブで、条例で定める1人あたり面積基準を概ね満たしている。	◎引き続き、各小学校の児童数の推移を勘案しながら、全校で条例の基準に適合する施設等を確保する。	生涯学習課
	「放課後児童クラブ」指定管理者と連携し、地域の方の参画も得ながら、「放課後子ども教室」の開催回数増やプログラム充実に向け、より多くの児童が参加できる体制を整える。また、各生涯学習施設においても放課後の居場所づくりを進める。	◇全小学校区において、放課後児童クラブ在籍児童も放課後子ども教室に参加できる一体型運営を実施。児童クラブ指定管理者(社協)と連携し、子ども教室の開催回数増、プログラム充実に取り組んだ。 ◇まなび南郷、公民館、生涯学習センターで放課後の居場所づくり事業を実施した。	○放課後子ども教室で、初めて民間団体の出前プログラムを活用して「キッズ作文教室」を開催し、プログラムを充実させることができた。 ●放課後子ども教室の講師不足により学校毎に開催回数に差がある状況。 ○まなび南郷では月2回、水曜日放課後に「ボードゲームの日」を実施し、公民館・生涯学習センターでは空室を活用して「学習ルーム」を提供し、利用が定着しつつある。	◎放課後子ども教室については、講師人材を確保し、民間団体のプログラム活用も進めながら、より多くの児童が参加できる体制を整える。 ◎生涯学習センターにおいて、青少年への学習支援とともに世代間交流を行う「子どもの居場所サロン」の実施を目指す。	生涯学習課

大東市教育大綱【H30実施計画取組状況】

重点大綱	3. 開かれた魅力ある学校づくり				
	目標(P)	◇取組内容(D)	○成果・●課題(C)	◎改善(A)	担当
小中一貫教育による学校教育の大東ブランドづくり	2年目となる北条中学校区をモデル校とした『小中一貫教育モデル校プロジェクト』(平成29年～平成31年)は、これまで取組んできたアクセスプランのさらなる拡充や新たに各教科における9年間を系統立てたカリキュラムの作成など、より発展的な取組みを進めていく必要がある。	◇小中合同による教職員研修会の実施。 ◇小中一貫担当者会及び小中一貫教育モデル校連絡会議の実施。 ◇各教科について、9年間を系統立てたカリキュラムの作成。 ◇「アクセスプラン」の拡充。	○年間計画に小中一貫教育関連部会を設置したことにより、小中学校の教職員間での打合せ時間を計画的に確保することができ、円滑に進めていくことができた。 ●9年間を系統立てたカリキュラムについては、より充実した内容にするためにも、引き続き、議論を重ねながら進めていく。	◎今後、各教科におけるカリキュラムをより充実させることに加え、これまで学校生活面等の規律においても9年間で教え、育てていくという取組みを進めてきたことで、小学校と中学校の一体化を構築できつつあることから、学習面だけでなく生活面等の取組みも進めていく必要がある。	政策G
	小中一貫教育モデル校プロジェクト事業の取組みについて、市全体へ発信する必要があることから、積極的な周知・広報に努めていく。	◇小中一貫教育モデル校区事業内容中間報告の実施 ◇小中一貫教育モデル校区事業内容についてのリーフレットを作成。	○教育フォーラムにおいて中間報告を実施し、小中一貫教育の取組み内容について伝えることができた。 ●今後も小中一貫教育の取組みを積極的に発信し、その効果についてより理解を深めていただく必要がある。	◎本事業の市内拡充も視野に入れていることから、市全体にこれまでの取組み内容を発信し、小中一貫教育についてより理解を深めていただけるように、積極的な周知・広報に努めていく。	
少人数学級の推進	子どもたちの状況をしっかりと把握した上でより効果的な少人数指導を工夫することで、さらなる授業改善の取組を進めていく。	◇府事業の活用により、市内全小・中学校に追加教員を配置し、TT指導・少人数指導を実施。概ね小学校では中・高学年、中学校では全学年において、国語、算数・数学、理科、英語で実施。	○学習の理解度に応じた指導を行うことにより、学習課題のある児童・生徒にとって、安心して学習に臨むことのできる環境づくりにつなげることができた。	●市内各校において、TT指導、少人数(均等分割・習熟度別)指導の好事例の共有を図ることで、さらに充実した取組みとなるように進めていく。	政策G
	独自に少人数学級編成を実施している他市の取組状況や国の調査等について精力的に情報収集をすることで、成果や課題等を把握し、少人数学級編成による教育的効果の検証を継続して進めていく。	◇すでに実施している他市の状況や国などの各種調査結果を情報収集し、研究を継続的に実施。	○すでに実施している市の課題として、教員が不足している状況の中で、増学級分の担任を務めることのできる指導力を持った講師の安定的な確保は、現在も困難であることがわかった。 ●社会全体が教員不足に悩んでいる状況の中で、指導力のある講師を安定して確保できる対策が必要である。	◎指導力のある講師を確保するためのシステムを構築するため、教員免許が取得できる大学への訪問を精力的に行うなどの対策を講じる必要がある。	政策G
地域に開かれ信頼される学校づくり	地域総がかりの教育(全世代市民会議、教育コミュニティづくり、地域教育協議会等との連携)を促進し、学校を核として、地域で子どもたちを育てていくという意識を醸成し、地域とともにある学校づくりをさらに推進する。併せて国の「次世代の学校・地域」創生プランに基づく施策の推進を図る。	◇地域教育協議会会議の開催。 ◇校区まつり、フェスタ等の開催。 ◇地域清掃活動、巡視活動、地域懇談会等の実施。 ◇学校支援コーディネーター交流会の開催。	○各地域教育協議会の活動がより拡大、拡充するための方策として他の地域教育協議会主催事業等の情報交流を図ったところ、お互いに交流し、他の良い取組みを取り入れようとする前向きな姿勢が見られた。 ●新規加入の学校支援ボランティア等が非常に少なく、年齢構成が年々高くなっている。	◎学校支援ボランティア等が非常に少なく、年齢構成が年々高くなっていることから、地域で子どもたちを育てていくという意識を醸成できるような取組み実施する必要がある。	政策G
学校情報の発信	学校ホームページや学校だよりでの発信、学校公開等を通じて、学校の様々な取組を理解していただき、地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を醸成することのできるような記事掲載の工夫に努める。また、今後もタイムリーな学校情報発信に努め、市教育委員会としても引き続き学校情報の発信を行っていく。	◇学校ホームページからの発信 ◇学校だよりの発行 ◇市教育委員会広報誌「えがお大東っ子」の発行	○学校ホームページによる発信は、1校あたり月平均77.3件になった。(H29年度は、72.2件) ○全校で学校だよりを発行 ○「えがお大東っ子」を発行することにより、学校情報や市教委としての取組み等の発信を行うことができた。 ●学校の取組を理解していただくと同時に、学校、家庭、地域の役割の担い分けについても考えていく必要がある。	◎学校の様々な取組を理解していただき、地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を醸成するために、学校、家庭、地域の役割の担い分けについても積極的に依頼、発信していく。 ◎引き続き、学級だより、学校通信、学校ホームページ等を通じて、タイムリーに子どもたちのがんばりや良さを発信していく。	指導・人権G

目 標(P)		◇取組内容(D)	8 ○成果・●課題(C)	◎改 善(A)	担 当
地域人材の有効活用	地域とともにある学校をめざし、子どもたちや学校のために協力・支援してくださっている地域の方々との継続的なつながりを形成するとともに、自然な感謝の気持ちを表明することのできる子どもたちを育成する。特に小学校において「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い、道徳性の育成の中で地域の方々とのつながりや感謝の気持ちの醸成をも図る。	◇学校支援事業による地域人材の活用 ◇こども安全見守り隊感謝の会の実施 ◇小学校「特別の教科 道徳」の実施	○読み聞かせ、外国語活動、放課後学習等の支援に地域の方々との協力を得ることができた。 ○総合的な学習において、地域の方々のサポートを得た。 ○小学校において「特別の教科 道徳」を実施し、学年や発達段階に応じた感謝の気持ちを育てた。 ●感謝の気持ちの醸成について、効果測定が難しく、効果検証の方法の検討が必要である。	◎地域の方々との継続的なつながりを学校全体で形成する。 ◎各校において「特別の教科 道徳」を実施し、学年や発達段階に応じた感謝の気持ちを育む。	指導・人権G
	新学習指導要領の実施に向けて、各校においてカリキュラムマネジメントを推進し、計画的に地域人材との触れ合いが実現できるようにする。	◇各校におけるカリキュラムマネジメントの研究	○カリキュラムマネジメントに対する意識が高まり、教育効果を高めるため時間を有効に活用するようになった。 ●地域人材の活用について、さらなる組織的、計画的な実施が必要である。	◎各校においてカリキュラムに基づき組織的かつ計画的に地域人材との触れ合いを実施する。	指導・人権G
多様な体験活動の推進と世代間交流の促進	子どもたちの積極的な参加を促すために、スポーツ少年団、こども会、青少年協会等の社会教育団体への支援と連携した取組み、また、各種教育的なイベントとの積極的な連携など、子どもと高齢者等との世代間交流の促進も図りながら、バラエティに富む様々な行事の充実を図る。	◇市こ連と共催のソフトボール大会、駅伝大会、ドッジボール大会、市こ連・青少年協会と共催の大東アドベンチャークラブ(DAC)、ジュニアリーダー(JL)講習会などを実施。 ◇サティホルの「みんなのうたコンサート」に市立小学校4校の児童が特別出演し、プロの歌手と共演。 ◇第3回大東市図書館を使った調べる学習コンクールを市立小・中学校と連携して実施。	○ODAC、JL講習会の参加者数は堅調。 ○調べる学習コンクールの参加者数は497名で、2年連続増加。全国コンクールに出品した10作品中2作品が奨励賞を受賞し、府内の参加自治体と比較して優秀な成績をあげた。 ●市こ連共催スポーツ大会の参加状況は、前年度に比べ、ソフトボールが3チーム減(12→9)、駅伝がインフルエンザ流行もあり13チーム減(28→15)と大きく減少。	◎こども会加入者数が減少して単位こども会数の減少が続く、スポーツ大会への参加チーム数も減少している。参加を促進する方策を検討するとともに、こども会活動の支援に取り組む。 ◎各生涯学習施設で、子どもを対象とする多様な事業を展開していく。	生涯学習課
	子どもの各種活動のコーディネーターや相談窓口となる民間組織の設置について研究を進める。	◇こども会が消滅の危機にある地域に校区こども会を設立する構想を立案。	○該当地域の関係団体等と校区こども会構想について調整し、市議会「社会教育に関する特別委員会協議会」において、今後の方向性を示すことができた。 ●校区こども会の設立に向けて、組織や運営方法について具体化する必要がある。	◎校区こども会の組織や運営方法について、関係者と調整を進めて具体化し、事業計画をつくる。	

教委議案第17号

平成32年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(小学校)を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成32年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関して諮問を行う。

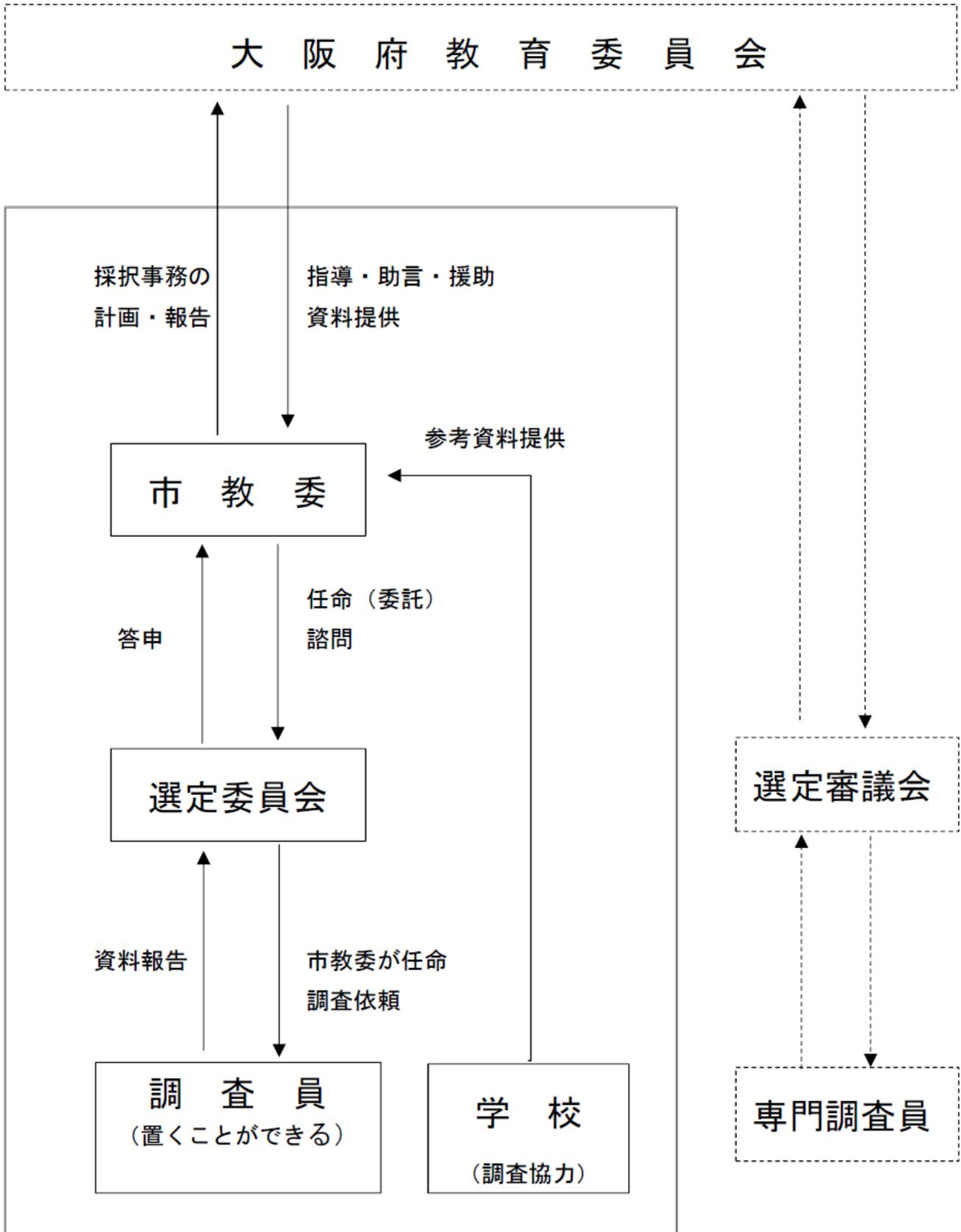
平成31年4月23日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成32年度大東市立小学校教科用図書の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(小学校) 様

次の事項について、意見を求めます。

平成32年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の選定について

平成31年4月23日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

教委議案第18号

平成32年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(中学校)を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成32年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関して諮問を行う。

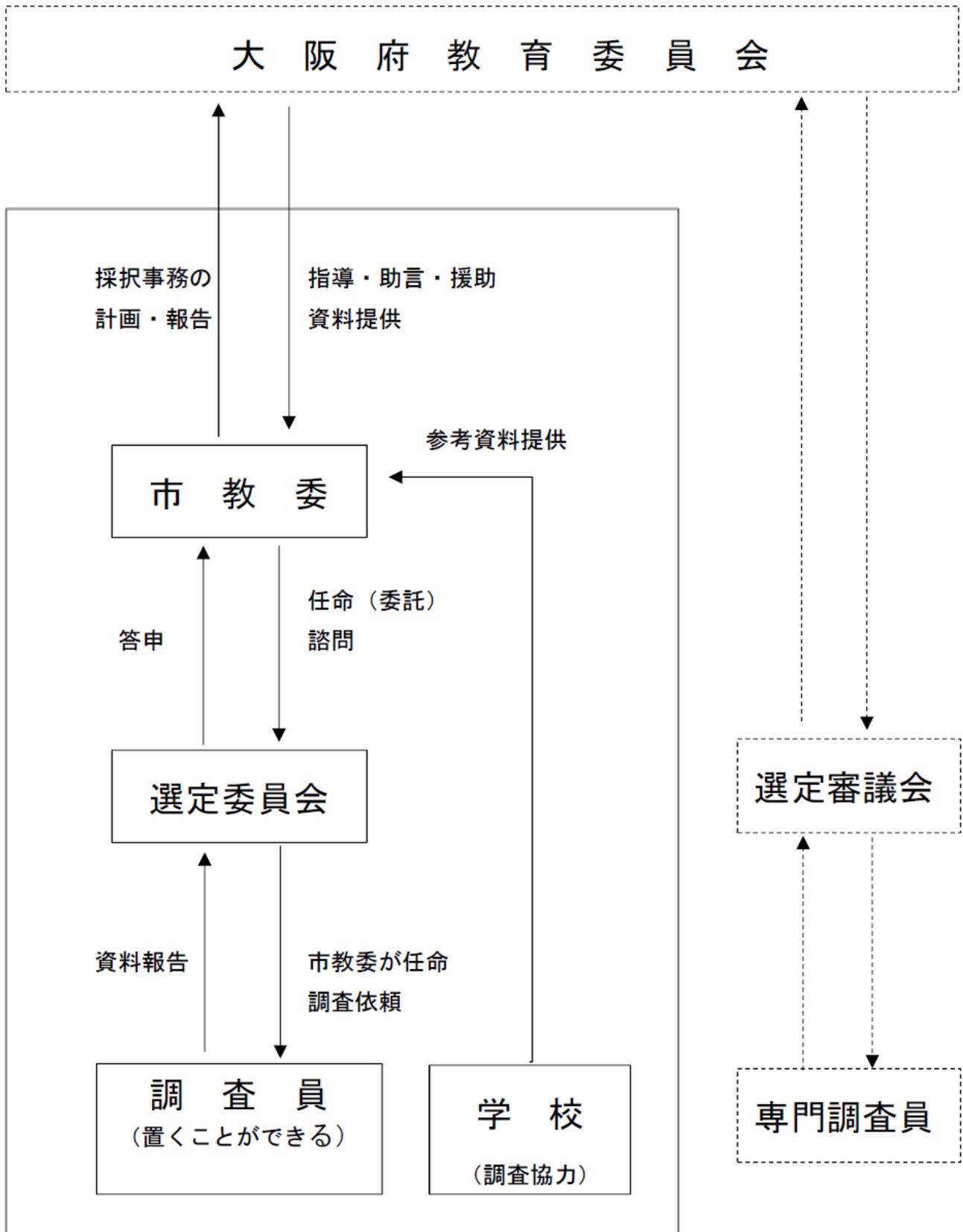
平成31年4月23日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成32年度大東市立中学校教科用図書の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会(中学校) 様

次の事項について、意見を求めます。

平成32年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書の
選定について

平成31年4月23日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

教委議案第19号

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成31年4月23日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

平成31年5月に元号が改正されることに伴って、様式等の再確認を行い、所要の改正を行うため。

大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

平成31年4月25日

教委規則第7号

大東市立図書館条例施行規則（平成17年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「次の表」を「次の表の」に改める。

第3条第1項中「様式第1号」を「様式第1号。前条第2項および第3項に規定する者にあつては様式第2号」に、「登録し」を「登録を申し込み」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の規定により」に、「届け出なければならない」を「貸出利用券申込書により変更の内容について、登録を申し込まなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。

第7条を次のように改める。

（団体貸出し）

第7条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園等
- (2) 市内に活動の本拠を置き、市内を専らその活動の範囲とする事業所および団体であつて、図書館資料の利用によりその活動に多大の効果が見込まれるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるもの

第8条第1項中「団体貸出登録申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、登録しなければならない」を「団体貸出登録・更新申込書（様式第4号）により登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の規定により」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算し

て1年（学校、幼稚園、保育所、認定こども園等主に年度単位で事業を行っている団体の場合にあつては、貸出利用券の交付を受けた日から当該日の属する年度の末日まで）とし、更新する場合は、団体貸出登録・更新申込書により再度登録を申し込まなければならない。

第15条中「第8条第3項」を「第8条第4項」に、「と、第10条」を「と、第10条第2項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

貸出利用券申込書

年 月 日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。(新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍)

ふりがな
氏 名
年 月 日生まれ
第1希望: ()
電話番号 第2希望: ()
検索システム (OPAC) で登録をお願いします。
メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。
〒
住 所

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤・通学の方はご記入ください。

名 称:	(学年)
所在地:	大東市
電話番号:	()

確認 (保・運・学・他:) (龍・寺・諸・楠・北・三)

————— (ここからは、記入しないでください。) —————

利用者番号: 受付者 ()

[仮券番号: /旧番号:] 有効期限

[利用券発見] 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第 3 号を削り、様式第 2 号を様式第 3 号とする。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

広域利用者用

貸出利用券申込書

（守口市・枚方市・寝屋川市・門真市・四條畷市・交野市・東大阪市・大阪市・その他）

年 月 日

（宛先）

貸出利用券を申し込みます。（新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍）

ふりがな
氏 名
年 月 日生まれ
第1希望： ()
電話番号 第2希望： ()
検索システム（OPAC）で登録をお願いします。
メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。
〒
住 所

北河内7市以外の居住の方で、大東市以外の北河内6市に通勤・通学の方は、下記もご記入ください。

名 称： (学年)
所在地：大東市
電話番号： ()

確認（保・運・学・他： ）（龍・寺・諸・楠・北・三）

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号： 受付者（ ）

〔仮券番号： /旧番号： 〕 有効期限

〔利用券発見〕 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式に次の 1 様式を加える。

団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

(宛先)

団体貸出しの登録を申し込みます。

なお、利用にあたっては、関係の規則および要綱を守ります。

新規・更新	登録申込者	ふりがな 氏名
団 体 名		
所 在 地	電話 ()	
代 表 者 氏 名		
担 当 者 氏 名	電話 ()	
図書館資料保管場所		

団体構成員	人
貸出限度冊数	1人3冊 × 人 = 冊

（ここからは、記入しないでください。）

利用者番号：

受付者()

有効期限

年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立図書館条例施行規則新旧対照表

新	旧																
<p>○大東市立図書館条例施行規則 平成17年3月30日 教委規則第4号</p>	<p>○大東市立図書館条例施行規則 平成17年3月30日 教委規則第4号</p>																
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(駐車場開場時間の特例)</p> <p>第1条の2 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（平成11年教委規則第6号）第3条の規定により、大東市立まなび南郷の使用申請の受付時間が変更された場合における大東市立西部図書館の駐車場の開場時間については、条例第5条ただし書の規定により、当該変更された受付時間の終了時間から15分を経過した時間までとすることができる。</p> <p>(資料整理日)</p> <p>第1条の3 条例第6条の表に定める図書館の毎月1回の資料整理日は、<u>次の表</u>とおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の名称</th> <th style="width: 70%;">資料整理日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大東市立中央図書館</td> <td>第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> <tr> <td>大東市立西部図書館</td> <td>第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> <tr> <td>大東市立東部図書館</td> <td>第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(個人貸出し)</p> <p>第2条 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）</p>	施設の名称	資料整理日	大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）	大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）	大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立図書館条例（平成17年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(駐車場開場時間の特例)</p> <p>第1条の2 大東市立生涯学習ルーム条例施行規則（平成11年教委規則第6号）第3条の規定により、大東市立まなび南郷の使用申請の受付時間が変更された場合における大東市立西部図書館の駐車場の開場時間については、条例第5条ただし書の規定により、当該変更された受付時間の終了時間から15分を経過した時間までとすることができる。</p> <p>(資料整理日)</p> <p>第1条の3 条例第6条の表に定める図書館の毎月1回の資料整理日は、<u>次の表</u>とおりとする。ただし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の名称</th> <th style="width: 70%;">資料整理日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大東市立中央図書館</td> <td>第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> <tr> <td>大東市立西部図書館</td> <td>第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> <tr> <td>大東市立東部図書館</td> <td>第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(個人貸出し)</p> <p>第2条 図書館の図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）</p>	施設の名称	資料整理日	大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）	大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）	大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）
施設の名称	資料整理日																
大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）																
大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）																
大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）																
施設の名称	資料整理日																
大東市立中央図書館	第2月曜日（その日が休日のときは、その翌日）																
大東市立西部図書館	第2水曜日（その日が休日のときは、その翌日）																
大東市立東部図書館	第2火曜日（その日が休日のときは、その翌日）																

の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に通勤または通学する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者
- 2 守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市および交野市に居住または通勤もしくは通学する者は、本市に居住または通勤もしくは通学する者とみなして、前項第1号および第2号の規定を適用する。
- 3 大阪市および東大阪市に居住する者は、本市に居住する者とみなして、第1項第1号の規定を適用する。

(貸出手続)

第3条 前条に定める者で貸出しを受けようとする者は、貸出利用券申込書（様式第1号。前条第2項および第3項に規定する者にあつては様式第2号）により登録を申し込み、貸出利用券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して5年とし、更新する場合は、貸出利用券申込書により再度登録を申し込まなければならない。

3 第1項の規定により貸出利用券の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに貸出利用券申込書により変更の内容について、登録を申し込まなければならない。

(貸出利用券の紛失)

第4条 貸出利用券を紛失した登録者は、速やかに届け出なければならない。

2 貸出利用券が、登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合の責任は、登録者が負うものとする。

の個人貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に通勤または通学する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者
- 2 守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四條畷市および交野市に居住または通勤もしくは通学する者は、本市に居住または通勤もしくは通学する者とみなして、前項第1号および第2号の規定を適用する。
- 3 大阪市および東大阪市に居住する者は、本市に居住する者とみなして、第1項第1号の規定を適用する。

(貸出手続)

第3条 前条に定める者で貸出しを受けようとする者は、貸出利用券申込書（様式第1号）により登録し、貸出利用券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 前項の貸出利用券の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(貸出利用券の紛失)

第4条 貸出利用券を紛失した登録者は、速やかに届け出なければならない。

2 貸出利用券が、登録者以外の者によって使用され損害が生じた場合の責任は、登録者が負うものとする。

(個人貸出しの冊数および期間)

第5条 個人貸出しの図書館資料の貸出冊数は、同時に10冊以内とする。
ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数を別に指定することができる。

2 貸出期間は、当該図書館資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、2週間を限度として延長することができる。

(貸出しの停止等)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止または制限し、もしくはその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、または貸出利用券を他人に使用させる等不正な行為をしたとき。
- (2) 個人貸出しを受け、前条第2項に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営上必要と認めたとき。

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の学校、幼稚園、保育所、認定こども園等
- (2) 市内に活動の本拠を置き、市内を専らその活動の範囲とする事業所および団体であって、図書館資料の利用によりその活動に多大の効果が見込まれるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるもの

(個人貸出しの冊数および期間)

第5条 個人貸出しの図書館資料の貸出冊数は、同時に10冊以内とする。
ただし、館長が必要と認めたときは、その冊数を別に指定することができる。

2 貸出期間は、当該図書館資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、2週間を限度として延長することができる。

(貸出しの停止等)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間図書館資料の貸出しを停止または制限し、もしくはその登録を取り消すことができる。

- (1) 登録について虚偽の申込みを行い、または貸出利用券を他人に使用させる等不正な行為をしたとき。
- (2) 個人貸出しを受け、前条第2項に定める期間経過後もなお図書館資料を返納しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営上必要と認めたとき。

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の事業所、機関および次に掲げる団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 読書団体
- (2) 家庭文庫
- (3) 学校

(団体登録)

第8条 団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、団体貸出登録・更新申込書(様式第4号)により登録を申し込み、貸出利用券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた貸出利用券の有効期間は、交付を受けた日から起算して1年(学校、幼稚園、保育所、認定子ども園等主に年度単位で事業を行っている団体の場合にあつては、貸出利用券の交付を受けた日から当該日の属する年度の末日まで)とし、更新する場合は、団体貸出登録・更新申込書により再度登録を申し込まなければならない。

3 第1項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

4 第4条および第6条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第4条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第6条第2号中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、「前条第2項」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(団体貸出しの冊数および期間)

第9条 団体貸出しの図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員1人につき3冊以内とし、貸出期間は3か月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、その冊数または期間を別に定めることができる。

(自動車図書館)

第10条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の業務を行うものとする。

(4) 幼稚園

(5) 保育所

(6) 前各号に掲げるもののほか、館長が適当と認めるもの

(団体登録)

第8条 団体貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ代表者を定め、団体貸出登録申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、登録しなければならない。

2 前項の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

3 第4条および第6条の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第4条中「登録者」とあるのは「登録団体」と、第6条第2号中「個人貸出し」とあるのは「団体貸出し」と、「前条第2項」とあるのは「第9条」と読み替えるものとする。

(団体貸出しの冊数および期間)

第9条 団体貸出しの図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員1人につき3冊以内とし、貸出期間は3か月以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、その冊数または期間を別に定めることができる。

(自動車図書館)

第10条 自動車図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他の業務を行うものとする。

2 自動車図書館の巡回日時、場所等は、館長が別に定める。

(貸出しを行わない図書館資料)

第11条 貸出しを行わない図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 新聞および広報の類
- (3) 古書および古記録の類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に館長が指定する図書館資料
(他の図書館との相互貸借)

第12条 他の図書館との図書館資料の相互貸借は、それぞれの図書館で所蔵していない図書館資料に限り、行うことができる。

2 他の図書館の図書館資料の取扱いについては、本市図書館の取扱いに準じるものとする。

(図書館資料の寄贈または寄託)

第13条 館長が適当と認めるときは、図書館資料の寄贈または寄託を受けることができる。

(使用料の減免)

第14条 条例第7条の規定により、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

- (1) 委員会その他本市の実施機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難な者が使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 第2条、第5条から第7条まで、第8条第4項、第9条、第10

2 自動車図書館の巡回日時、場所等は、館長が別に定める。

(貸出しを行わない図書館資料)

第11条 貸出しを行わない図書館資料は、次のとおりとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 新聞および広報の類
- (3) 古書および古記録の類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に館長が指定する図書館資料
(他の図書館との相互貸借)

第12条 他の図書館との図書館資料の相互貸借は、それぞれの図書館で所蔵していない図書館資料に限り、行うことができる。

2 他の図書館の図書館資料の取扱いについては、本市図書館の取扱いに準じるものとする。

(図書館資料の寄贈または寄託)

第13条 館長が適当と認めるときは、図書館資料の寄贈または寄託を受けることができる。

(使用料の減免)

第14条 条例第7条の規定により、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部を免除するものとする。

- (1) 委員会その他本市の実施機関が使用するとき。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、かつ、歩行困難な者が使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が免除をする必要があると認めるとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 第2条、第5条から第7条まで、第8条第3項、第9条、第10

条第2項、第11条、第13条および第14条の規定は、条例第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条までおよび第9条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項、第11条および第13条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第14条（第1号を除く。）中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営等について必要な事項は、委員会が別に定める。

条第2項、第11条、第13条および第14条の規定は、条例第10条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条から第7条までおよび第9条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第11条および第13条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第14条（第1号を除く。）中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理、運営等について必要な事項は、委員会が別に定める。

(新)

様式第1号(第3条関係)

貸出利用券申込書

年 月 日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。(新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍)

ふりがな
氏 名
年 月 日 生まれ
第1希望: ()
電話番号 第2希望: ()
検索システム(OPAC)で登録をお願いします。
メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。
〒
住 所

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤・通学の方はご記入ください。

名 称: (学年)
所在地: 大東市
電話番号: ()

確認(保・運・学・他:) (龍・寺・諸・楠・北・三)
(ここからは、記入しないでください。)

利用者番号: 受付者 ()
[仮券番号: /旧番号:] 有効期限
[利用券発見] 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報、取得目的以外には一切使用いたしません。

(旧)

様式第1号(第3条関係)

貸出利用券申込書

年 月 日

様

貸出利用券の交付を申し込みます。(新規 ・ 再発行)

ふりがな
氏 名
明・大・昭・平
年 月 日 生
〒
住 所
電話番号 ()

小・中学生 学校 年
市外居住者で市内に通勤または通学の方は、下記もご記入ください。

名 称
所在地: 大東市
(学年) 電話番号 ()

確認(保・運・学・郵・他)(龍・寺・諸・楠・北・三)

旧No. 仮券第 号
新No.

メモ

(新)

様式第2号 (第3条関係)

広域利用者用

貸出利用券申込書

(守口市・枚方市・寝屋川市・門真市・四條畷市・交野市・東大阪市・大阪市・その他)

年 月 日

(宛先)

貸出利用券を申し込みます。(新規・仮券発行・再発行・更新・変更・番号置換・除籍)

フリガナ
氏 名
年 月 日 生まれ
第1希望: ()
電話番号 第2希望: ()
検索システム (OPAC) で登録をお願いします。
メールアドレス 詳しくはスタッフまでお尋ねください。
〒
住 所

北河内7市以外の居住の方で、大東市以外の北河内6市に通勤・通学の方は、下記もご記入ください。

名 称: (学年)
所在地: 大東市
電話番号: ()

確認 (保・運・学・他:) (龍・寺・諸・楠・北・三)

(ここからは、記入しないでください。)

利用者番号: 受付者 ()

[仮券番号: /旧番号:] 有効期限

[利用券発見] 年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報は、取得目的以外には一切使用いたしません。

様式第4号(第8条関係)

(新)

団体貸出登録・更新申込書

年 月 日

(宛先)

団体貸出しの登録を申し込みます。

なお、利用にあたっては、関係の規則および要綱を守ります。

新規・更新

登録申込者	ふりがな 氏名
-------	------------

団体名	
所在地	電話()
代表者氏名	
担当者氏名	電話()
図書館資料保管場所	

団体構成員	人
貸出限度冊数	1人3冊 × 人 = 冊

(ここからは、記入しないでください。)

利用者番号: _____ 受付者()

有効期限
年 月 日

メモ

※当申込書で得られた個人情報、取得目的以外には一切使用いたしません。

(旧)

様式第3号(第8条関係)

団体貸出登録申込書

年 月 日

様

(申込者)住所
氏名

団体貸出しの登録を申し込みます。

なお、利用にあたっては、関係の規則および要綱を守ります。

団体名	
所在地	電話()
代表者氏名	
担当者氏名	電話()
図書館資料保管場所	

団体構成員	人
貸出限度冊数	1人3冊 × 人 = 冊

※ ここからは、記入しないでください。

図書館

受付()

No. _____

メモ

8. 一般業務報告

1. 平成31年大東市議会3月定例会議会 代表質問および一般質問要旨について
2. 大東市教職員厚生会補助金交付要綱等を廃止する要綱について
3. 大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例について
4. 平成31年就学援助所得基準及び支給額について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくお願ひします。

澤田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、水野委員によろしくお願ひいたします。

次に、日程第2 教委報告第1号「大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第2 教委報告第1号「大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程」について、専決処分とし、平成31年4月1日から施行いたしましたことについてご報告いたします。

大東市立野崎青少年教育センターにおける管理運営に関する専決事項については、当分の間、当該センター所長を兼務しておりました学校教育部「次長」において専決することとしていたところ、平成31年4月1日よりの人事異動に伴い、当該教育センター所長を兼任する者といたしまして、新たに課長職が配置されることとなったため、本付則規定を削る改正を行い、新年度となります平成31年4月1日より施行する必要が生じたものでございます。

したがいまして、このことについて、教育委員会を開催し、議決を経ることが困難でありましたことから、「大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第3条第2項の規定に基づき専決としたものでございます。

以上よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

令達と庁達の違いを教えてください。

藤原課長

令達と庁達は類義語でございますが、現在のところ、本市の規則や規程等におきましては、文言を「庁達」として統一しているところです。従いまして、この度の規程の改正にあわせて、この際文言の統一を行ったものでございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委報告第2号「大東市就学援助規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」の提案理由の説明をお願いします。

清水課長

日程第3 教委報告第2号「大東市就学援助規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」のご報告をいたします。

改正理由としましては、就学援助費の支給項目である通学費の支給につきまして、教委規則第6条第1項第8号で「大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けない者」と規定しておりましたが、大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱が平成31年4月1日に廃止されることに伴い、同日付けで規則の改正を行う必要が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

なお、補助金の交付は予算の執行であるため、市長の専属的権限とされているとの理由により要綱が廃止されましたが、事業の継続を図るため、新たに市長部局におきまして、同内容の補助金交付要綱が制定されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第16号「大東市教育大綱に係る実施計画について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第4 教委議案第16号「大東市教育大綱に係る実施計画について」の提案理由のご説明をさせていただきます。

本実施計画につきましては、大綱中、第5の「重点大綱達成のための主な取組」において、3つの重点大綱に基づきその具体的施策となる「実施計画」を年度ごとに策定し、計画的な施策の取組を推進するための実施計画とするため、本計画案の策定についてご議決を求めるとでございます。

平成31年度版の実施計画を策定するにあたって、教育委員の皆様にお配りしております別途参考資料にありますとおり、平成30年度の実施計画に基づく各取組状況等についてPDCAを活用した検証を行い、今年度の課題や新たな問題点、また、計画に沿っていない部分等について、今後の改善に向けた取組を行うため、これらを今回の実施計画に出来るだけ反映するよう意図し、策定をしております。

それでは、実施計画の1ページをお開きください。「重点1 学力の向上」についてでございます。

主に、今回改訂を行ったところを中心にご説明いたします。

「①学力向上の強化と学習習慣の定着」につきましては、授業力向上学校支援チームを、より計画的・効果的に活用し、これを確実に実践するとともに、平成30年度より新たに開講した大東教員スキルアップ講座についても、授業ビデオ講座などを組み込むことで、学力向上担当者を軸としたあらゆる経験層の教員の実践的な支援を推進すること、また、共通到達度確認テスト結果を早期に分析し、授業改善等に活かせるよう早期からの取組を一層推進するほか、大東ステップアップ学習についても、新学習指導要領全面実

施に向け、活用について内容の再検証を行ってまいります。

次に2ページ目の「②魅力あふれる教職員による授業改善・授業づくり」においては、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員の一層確かな関わりによる「学び合う」授業づくりが必要であり、「だいたい教育ビジョン2019」について、全学校全教員が共通理解し、活用できるよう研修を実施するとともに、「大東クオリティ」および「具体的なチェックリスト」等を意識した授業実践を推進してまいります。

次に2ページから3ページ目の「③家庭の教育力の向上と子どもの生活習慣の改善」は、児童・生徒の学習機会を拡充し、よりきめ細やかな指導体制が図れるよう、学力向上ゼミにおいて習熟度別クラスの増設を図るほか、家庭学習の手立てについて整理し、好事例を普及していきます。

また、家庭教育支援の取組について、民間と連携した「いくカフェ」の開催や学校・家庭・地域の担い分けの促進に係る指標づくりに向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に3ページ、「④体力・運動能力の向上」では、全国体力運動能力等調査結果から、府立高校体育教員等の外部機関の協力を得た学校や複数学年実施校において成果が得られたことから、今後、実施可能な方策を検討してまいります。また、校庭開放については見守り要員の確保を検討してまいります。

次に、「⑤がんばりが評価される学校環境づくり」は、「学び合い」による授業研究の実施により、互いの意見を認め合う授業づくりが進んでいることから、引き続き主体的・対話的で深い学びの推進により児童・生徒が相互に高め合う環境づくりを進めてまいります。

4ページの「⑥小学校からの英語教育の推進と中学校英語教育の充実」では、小学校においては外国語科の実施に向けて、全校において「CAN DO リスト」を作成し、中学校区との接続を図ることのほか、中学校においては授業改善が進んでいるものの、「話すこと」の領域について研究授業や研修会の実施を通じた調査研究を進めてまいります。

また、引き続き「Daito English Trial」についても英検3級受験者を増加させるための工夫を行ってまいります。

最後に、「⑦フォーラムの開催等による教育研究の充実」では、新学習指導要領の全面実施を見据え、様々な分野で教育研究を進めるとともに、「だいたい教育ビジョン2019」を確実に理解し活用することで、子どもの学力を確実に伸ばし、子どものやる気に繋がる取組を進めてまいります。

続いて5ページ、「重点2 安全・安心な教育環境の推進」でございます。「①いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応」、6ページの「②セーフティネット機関の充実」および「③児童・生徒指導の推進」は、不登校対応担当者研修会やいじめ対応担当教員連絡会等の研修を実施し、成長を促す指導を促進しつつ、引き続きSCやSSW、スクールロイヤー等の専門スタッフとの連携を深めるなど、教員の対応力を高められるよう取組を進めていくとともに、家庭教育支援チームおよび「ネイランドだいたい」へのSSW常駐配置による福祉機関等との連携を促進するなど、早期に、そ

して気軽に相談できる体制の充実についても取組を進めてまいります。

また、情報モラル教育の強化を図りつつ、スマホ等の利用に関するルール作りについても、学校やPTA等と協議しつつ推進してまいりたいと考えております。

次に7ページ、「④中学校区単位での道德教育の推進」では、小中学校における「特別の教科 道德」の実施に向け、「道徳的価値」としっかり向き合い、自己の生き方についての考えを深められるような授業の実践をめざすとともに、いかに成長したかを積極的に認め、励ます評価の仕方について研究を推進いたします。また、市全体での主体的なボランティア活動について考える機会を持つよう取り組んでまいります。

続いて、「⑤学校施設・設備の整備」については、学校の耐震工事は完了しているものの、施設・設備の老朽化が顕著となっている現状を踏まえ、今年度策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、老朽改修等を計画的かつ効果的に推進してまいります。

併せて、学校施設安全点検を実施し、緊急性の高いものから順次改修に取り組むなど、児童・生徒の安全安心な教育環境の確保に努めてまいります。

次に8ページの一番下、「⑧放課後の居場所づくり」では、「放課後子ども教室」については、放課後児童クラブ指定管理者と連携した講師人材の確保や、その他生涯学習施設における青少年への学習支援や、「子ども居場所サロン」など多様な子どもの居場所づくり事業を推進してまいります。

続いては、9ページ、「重点3 開かれた魅力ある学校づくり」についてでございます。「①小中一貫教育による学校教育の大東ブランドづくり」では、モデル校3年目の取組として、各教科における9年間を系統立てたカリキュラムをより充実させるべく議論を重ねつつ、今後の全市展開に向けた小中一貫教育に係る基本的な方針を示すなどの取組を深化してまいります。

「②少人数学級の推進」では、学力向上における効果的な少人数学級編成の実現に向け、効果検証と課題解決における調査研究を継続して進めてまいります。

次に、10ページ、「④学校情報の発信」についてです。学校での取組をさらに積極的に発信し、理解をしていただくとともに、学校・家庭・地域の担い分けについても積極的に依頼・発信する取組を推進してまいりたいと考えております。

最後に、「⑥多様な体験活動の推進と世代間交流の促進」では、子どもに関わる主要な社会教育団体である「こども会」活動へ参加する機会の確保を図るため、「こども会」消滅危機にある校区での「校区こども会構想」の具体化を進めてまいりたいと考えております。

以上が教育大綱に係る平成31年度実施計画の内容となります。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご説明ありがとうございます。

1点目ですが、1ページの項目①の主な取組・方向性の2段目、大東市共

亀岡教育長

水野委員

通到達度確認テストの実施において、「家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。」とありますが、具体的な方向性を教えてください。

2点目ですが、2ページの項目②の主な取組・方向性の2段目、「大東クオリティ」及び「具体的なチェックリスト」等を意識した授業実践を行う。」とありますが、検証はどのように行われますか。

奥村課長

1点目でございますが、大東市共通到達度確認テストを実施後、このテストの問題を作成した業者による補助教材を利用して学習するよう各学校へ推奨しております。

2点目でございますが、こちらは始まったばかりの取組となりますので、検証等の詳細につきましては今後検討してまいります。

水野委員

1点目の私の質問の趣旨といたしましては、「家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。」についてですので、先程のご答弁ですと、学校において、試験結果に応じて適切な教材を利用して学習すると捉えたのですが、「家庭で」という部分ではいかがでしょうか。

奥村課長

こちらの教材につきましては、夏休み以降は家庭学習用の教材として配布するようにしております。しかし、学校によっては家庭用としては配布せず、授業用に限る場合もございます。

水野委員

「家庭においても学習および学力向上について考える機会を設ける。」の「考える」の主語は誰を指しますか。

奥村課長

学校でございます。

水野委員

ありがとうございます。

2点目ですが、「意識した授業実践を行う。」の意識するのは当然であると考えます。むしろ、意識した授業実践をどのように検証するかが重要であると考えますので、その部分是非よろしく願いいたします。

次に、3ページの項目③の主な取組・方向性の3段目、「学校・家庭・地域の教育の担い分けの促進にかかる指標づくりに向けた取組を進める。」とありますが、特に家庭教育支援事業につきましては、当初より学校・家庭・地域の教育の担い分けがテーマとなっていました。そのなかで、指標を作成するとのことですが、どのようなイメージでしょうか。

北田総括次長

「指標づくりに向けた取組を進める」とさせていただいており、他県においてはこれらの担い分けを明文化している自治体もございます。本市につきましては、全戸を家庭訪問しておりますので、家庭訪問をしているチームが学校及び家庭等の相互理解を深め、地域も巻き込んだかたちで担い分けしていくのか、それらを含めて今年度にどのようなかたちにするのか検討してまいります。

水野委員

担い分けのかたちは家庭教育と学校教育だけではなく、もちろん地域教育も含まれますし、場合によっては教員の働き方改革の議論にも派生する可能性があります。保護者の方も、これは学校の先生に頼めばいいのか、それともしつけの範囲なのか、このあたりの指標は繊細な部分も含まれると思いますので、是非しっかりと作っていただければと思います。

次に、4ページの項目⑥の主な取組・方向性の1段目、「Can Doリ

スト」を作成し、中学校区との接続を図る。」とありますが、具体的な説明をもう少しいただけますか。

渡邊課長

「Can Doリスト」は平成29年度に全中学校で策定しております。小学校では、今年度に3・4・5・6年生が案で策定し、先に策定している中学校とすり合わせを行い、小学3年生から中学3年生までを見通した「Can Doリスト」の作成に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

水野委員

「Can Doリスト」は児童及び生徒も自分で見れるものですか。

渡邊課長

教員が教員用の「Can Doリスト」をまず作成し、児童・生徒へはワークシートを作成するよう学校へ示しており、子どもたちが使えるようになっております。

田中委員

1ページの項目①の主な取組・方向性の2段目、「大東市共通到達度確認テスト」を実施し、学力の効果検証に基づく年度内の課題克服を確実に図る」とありますが、テスト結果により、現時点での1人1人に対する課題克服に対する対応が来ているのか、もしくは学校としての苦手な部分を捉えているのかどちらでしょうか。

奥村課長

個人でも学年でも学校単位でも、得意な部分と不得意な部分の結果が出ることになります。

田中委員

個人個人で結果が出るということであれば、担任の先生はその個人個人に合わせた問題を提供していくということでしょうか。

奥村課長

テストを作成した業者のホームページから、子どもたちそれぞれの試験結果に応じた問題を、管理番号を入力することでダウンロードできます。ただし、40人クラスであれば40種類の問題が提供されるのではなく、3～4種類の問題が提供されます。

田中委員

今後は宿題とは別に、それを課題として子どもたちに出していくということでしょうか。

奥村課長

こちらにつきましては、当初から学校ごとに課題を出されておりますので、学校によっては夏休みの宿題として出すことがあると考えられます。

田中委員

次に、3ページの項目③の主な取組・方向性の1段目、「家庭学習の手立てについて整理」とあり、家庭の教育力を高めるという観点だと思われませんが、子どもたちの家庭学習について、保護者はどこまでを応援すれば良いのでしょうか。保護者へ「子どもたちに勉強を教えなさい。」と言っているのでしょうか。

奥村課長

こちらにつきましては、ホームワークガイド2016が既に策定されており、家庭学習において、どのように計画を立てていくのかというところからスタートしております。事細かく勉強の手立てを示しているものではなく、計画を立てていくこと、家庭での学習についてはこのような方法がありますよということを示していくことで、家庭学習の手立てとしています。

田中委員

理解できない部分もございしますが、学校だより等でも別途確認させていただきます。

亀岡教育長

他にございませんか。

太田委員

3ページの項目④の現状・課題の1つ目、「中学校においては男女とも6種目において、向上した。」とありますが、これはかなりの伸びと思いま

す。府立高校体育教員等の外部機関の協力を得たとのことですが、その他に何か要因は考えられますか。

渡邊課長

従来、体力測定に向けては1度の取組で終わっていましたが、この2年間は目的意識を持ち、しっかりとその種目の仕方を押さえたうえで挑むという方法へ変更したことも結果につながった要因であると考えております。

太田委員

全国や大阪府と比較してどのような状況ですか。

渡邊課長

本市の特長と致しましては、比較的握力が高く、俊敏性が低いです。握力が高い理由の1つとして考えられるのは、小学校段階からボールを使用したゲーム運動に積極的に取り組んでいるからだと考えられます。

亀岡教育長

他にございませんか。

齊藤委員

6ページの項目②の主な取組・方向性の1段目、適応指導教室（ボイス）について触れられ、H30実施計画取組状況の4ページ、セーフティネット機関の充実の成果・課題の1段目、「適応指導教室（ボイス）にも通うことが困難な児童生徒へのアプローチについての工夫が必要である。」とありますが、具体的にはどのようなアプローチの工夫が必要と考えますか。

渡邊課長

学校やボイスへ通っていただくことが前提ではございますが、初期段階では、ボイスの方から家庭訪問する等の工夫も行っているところでございます。

太田委員

現状、ボイスには何人の子どもたちが通っていますか。また、対応する職員はどのような方がいらっしゃいますか。

渡邊課長

対応する職員は元教員を含めて8人です。また、現状ボイスに通っている子どもたちは十数名でございます。

水野委員

5ページの項目①について、項目の分け方として、いじめと長欠と不登校と体罰というのは全て違うものですので、一括りにしていることに無理があると考えます。というのも現状・課題では、いじめと体罰に関しての記載がありますが、長欠や不登校については記載が無いので、記載方法についての何か工夫があればいいのになと感じました。また、H30実施計画取組状況の4ページ、いじめ・長欠不登校・体罰等への早期かつ適切な対応の目標の1段目、「いじめ・長欠不登校」が一連の行政用語のように一括りされておられますが、私自身はそれぞれが違うものだと考えますし、成果・課題も一括りになってしまっています。以前の定例会でも私から指摘させていただきましたが、大東市教育委員会の事務局としての認識は、いじめと長欠と不登校の対応はそれぞれどのように考えておられますか。

渡邊課長

こちらは教育大綱の重点大綱達成のための主な取組の1つとして示しておりますが、おっしゃるとおり、一括りには若干の無理がございます。H30実施計画取組状況の取組内容、成果・課題、改善において文言の整理をしているところですが、多くの方がご覧になられますので、もう少し枝分かれさせる必要があるかと考えます。長欠と不登校はある程度一つに括れると思いますが、いじめにつきましては分ける必要があると思いますので、今後検討していきたいと思っております。

水野委員

教育機会確保法が成立し、学校復帰を前提としないような子どもたちの居場所づくりを推進するということが法律で決まり、そこから教育委員会でも

その趣旨を踏まえ、責務を全うするという文言が含まれていますが、大東市の不登校に対するコンセプトとしては、学校復帰を目指すのか、居場所づくりとして多様な教育機会を設けていくべきかどちらでしょうか

渡邊課長

おっしゃるとおり、教育機会確保法でそのように書かれております。本市といたしまして、ボイスは居場所づくりとして、学校と家庭の橋渡し役を担っております。復学に向けては、その優位性は認めつつ、民間のフリースクール等との連携が必要であると考えており、もちろんここに至るまでには、学校での児童・生徒の状況をしっかりと把握したうえで、最終的には学校長の判断のもと、フリースクールでの通学でも出席扱いができる等も考慮していきたいと考えております。

水野委員

学校の先生方からすれば釈迦に説法かもしれませんが、不登校だからこうだという対応には無理があるため、ケースケースによって復学の方に導いてあげた方がその子にとって良いと判断された場合、居場所づくりとしてボイスを活用し、復学に向けてアウトリーチ型の支援で良いかと思いますが、復学がその子にとって良くないと判断された場合、大東市内にフリースクールが無いので、他市のフリースクールに通っているケースはあるかと思いますが、市を跨いだフリースクールと教育委員会との連携という部分では課題があるのかと思いますので、多様な教育機会を行政側がどのように提供していくのか、かといって学校には通わなくていいよと教育委員会から伝えるのは問題ですし、この部分は両睨みで行う必要があるかと思います。そのため、その第一手として、少なくともいじめ・長欠・不登校は違う認識で教育委員会としてPDCAを作成することから始めていただければなと一意見としてお伝えいたします。

田中委員

4ページの項目⑥の現状・課題の3つ目、「英語教員の授業力は向上しており、今後、「話すこと」の領域についての調査研究をすすめていくことが必要。」とありますが、先生方の話すことへの研究を指しているのか、それとも子どもたちの話すことに対しての課題を指しているのか主語はどちらを指しますか。

渡邊課長

両方を表しております。教員の方では、29年度は授業の半分以上において英語を使いながら進めた割合は76.5%でしたが、30年度にはそれが100%になりました。しかしながら、生徒の方では、学び合う授業づくりでもそうですが、よりアウトプットの場面を設けていかなければいけないなと考えており、引き続き研究を進めてまいりたいと思います。

田中委員

英語の先生方の英検の取得級や取得率はどのようなものですか。76.5%ということであれば、英語を話せない先生もいらっしゃるということでしょうか。

渡邊課長

申し訳ございません。教員の取得率までは把握できておりません。ただ、授業の教材研究をしていくなかで、ネイティブのAETと連携しながら授業づくりをしておりますので、そういった意味では英語での会話ができているものと考えております。

水野委員

9ページの項目③の主な取組・方向性で、「併せて国の「次世代の学校・地域」創生プランに基づく施策の推進を図る。」とありますが、このプラン

は、大枠では3本柱で教員の資質向上、チーム学校の推進及びコミュニティスクールの推進が趣旨になるかと思いますが、H30実施計画取組状況の7ページ、地域に開かれ信頼される学校づくりのPDCAを見ますと、「プランに基づく施策の推進を図る。」としながらも、文脈上はコミュニティスクールを進めていくのかなと感じますが、大東市としてコミュニティスクールを進めていくというメッセージが込められているのでしょうか。

新井課長

コミュニティスクールに関する議論も国で進められておりますので、もちろんそのような部分も視野に入れ、他市の導入事例を情報収集しながら、今後検討していくという要素を含んでおります。

水野委員

コミュニティスクール自体は国でもかなり推進されていて、大阪府外でも効果・検証が出ているところもございますので、大東市にとってコミュニティスクールが地域資源等それぞれ異なるかと思いますが、導入が効果的なのかを検討していただき、議論していただきたいと思います。

齊藤委員

10ページの項目⑥の主な取組・方向性の1段目、「子どもと高齢者等との世代間交流の促進も図りながら、バラエティに富む様々な行事の充実を図る。」とありますが、具体的な行事等の案は出ているのでしょうか。

南田部長

現在のところ、特に具体的な行事等の案はございません。今後検討してまいります。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第5 教委議案第17号「平成32年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第5 教委議案第17号「平成32年度大東市立小学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について」のご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成32年度大東市立小学校において使用する教科用図書の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（小学校）」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文のとおり意見を求めるものです。

小・中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を踏まえたうえで、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定がございます。

そのような中、本来、平成27年度から30年度が採択期間であり、昨年度が採択年度でございましたが、小学校新学習指導要領の全面実施が平成

32年度ということもあり、平成29年度検定においては、どの出版社からも小学校の新たな図書の選定がございませんでした。そこで、平成26年度の調査研究の内容を選定委員会にて確認し、継続採択をいたしました。

今年度におきましては、13種目、164点が検定に合格しており、その中から小学校の教科用図書につきまして、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要となります。

採択の流れにつきましては、(別紙)概念図のとおり、選定委員会を設置し、選定について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

調査委員会は、調査研究の結果を選定委員会に資料報告し、選定委員会が市教育委員会へ答申いたします。市教育委員会は、その答申とともに、大阪府教育委員会からの指導助言・資料提供を受け、また学校現場からの調査協力に基づく参考資料や、教育研究所や西部図書館、東部図書館での見本本展示を閲覧された市民のご意見も参考に、採択権者である教育委員会としての責任のもと、採択をおこなっていただきます。

大阪府教育委員会への採択結果の報告が7月末となっておりますので、7月の教育委員会において採択していただくこととなります。

次に選定委員の構成についてですが、5枚目につけております、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条第1項により、小学校等の校長から2名、教育委員会事務局の職員から2名、大東市PTA協議会から2名となっております。公正確保のため、選定委員のお名前につきましては、7月の採択が終了するまで非公開となっております。

以上、小学校の教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問につきまして、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

PTA会長のうち、女性の割合はどのくらいでしょうか。

校長先生は女性が選出され、PTA会長は男性が選出されており、男女比は2:2ですが、校長とPTA会長をそれぞれ男女で選定された方がより多様な意見が出るのかなと感じたのでお伺いいたします。

奥村課長

PTA会長の男女割合は把握しておりませんが、校長につきましては校長会からの推薦となり、PTA会長につきましてはPTA協議会と市教育委員会事務局との協議で選定されます。

水野委員

男女比の割合を考慮することについて、先程の私の意見を踏まえてどのように思われますか。

奥村課長

校長やPTA会長の男女比のことがありますので、私自身の意見は申し上げ兼ねます。

亀岡教育長

水野委員の質問の趣旨とされましては、選定委員の男女比を合わせた方が良いのではないかとということでしょうか。

水野委員

昨年度の教科書選定委員の選定の際も同様の意見が出ていたと記憶してい

ます。その時に、今回はそういうかたちにしたと聞いておりましたので、今年度は違うんだなと感じました。結果として、男女比は同じですが、役職としては違いますので。

亀岡教育長

P T A 協議会と事務局が調整されたということでしたが、いかがでしたか。

奥村課長

P T A 協議会との調整になりますので、P T A 協議会の男女比はこちらでは分かり兼ねます。校長会とP T A 協議会とは別々で調整しており、男女比は結果として受けたかたちになりますので、今後は検討してまいりたいと思います。

水野委員

今年度はたまたま校長とP T A 会長の比が一緒になっただけで、場合によっては全て男性になる可能性もあったということでしょうか。

奥村課長

おっしゃるとおりです。

水野委員

昨年も同じ議論があるなかで、なぜ逆戻りしてしまったのか、私からすればとても不思議に感じます。可能であれば、教科書選定はビジュアル面についても男女の感性が違うんだなと実感してますので、校長やP T A 会長は男女1人ずつ選定される枠組みの方が良かったのではないのかなと感じます。今年度はこのかたちになるのであれば、次年度以降はご検討ください。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第6 教委議案第18号「平成32年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第6 教委議案第18号「平成32年度大東市立中学校使用教科用図書選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」選定委員の委嘱、任命および諮問について」のご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、平成32年度大東市立中学校において使用する教科用図書の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文のとおり意見を求めるものです。

現在使用しております中学校の各種目の教科書については、本来、採択期間は平成28年度から31年度となります。つまり、今年度は4年に1度の採択替えの年度となるところです。しかしながら、中学校新学習指導要領の全面実施が平成33年度であり、これに合わせ、中学校は32年度に採択替えが行われる予定です。そのため、平成30年度検定において、どの出版社からも、中学校の新たな図書の申請はございませんでした。

平成30年9月25日付、文部科学省初等中等教育局教科書課よりの連絡では、このイレギュラーな1年についても、「例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、適切に行われることは必

要である。その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容を活用することも考えられる」とあります。つまり「中学校教科用図書の1年間継続使用について選定委員会を設置し、内容を確認すること」が必要となります。

つきましては、次年度は、前回の採択時、平成27年度採択における調査研究の内容を選定委員会にて確認を行い、その内容について答申を行い、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要となります。

採択の流れにつきましては、(別紙)概念図のとおり、先ほどの小学校と同様、選定委員会(中学校)を設置し、選定について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

選定委員会にて、よりきめ細やかな調査研究をするための調査員を置くこととなった場合は、同規則第4条により、教育委員会が委嘱または任命することとなっておりますが、中学校につきましては、新学習指導要領完全実施の1年前ということ、また、平成27年度採択における調査研究の内容を活用し、確認することの内容を踏まえ、中学校につきましては、調査員を置く必要はないと事務局としましては考えております。

大阪府教育委員会への採択結果の報告は先ほどと同様に必要であり、7月末となっておりますので、7月の教育委員会議において採択していただくこととなります。

選定委員の構成については、先ほどと同様でございます。

以上、中学校教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問につきまして、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

先程と重ね重ねとなりますが、選定委員が全員男性となっていることに違和感を持っていただきたいと思います。子どもたちが学習する教科書を選定することは本当に大切なことだと思いますし、教育委員の中でも男性の感性と女性の感性の議論を積み重ねながら教科書を選んでいきます。その情報源となる選定委員会のメンバーが男性のみというのは残念です。昨年度の議論からレベルが下がっていると感じますが、いかがでしょうか。

亀岡教育長

事務局はどう捉えますか。

先程の小学校の方も選定の経過説明がありましたが、男女比の意識についてどう考えますか。

奥村課長

男女比については、PTA協議会の男女割合を把握していなかったということもありましたし、校長につきましては女性の校長が1名選定されているということもございましたので、今後は比率について検討してまいりたいと考えます。

水野委員

そもそも中学校の女性の校長先生が少なかったり、PTA会長も女性が少なかったりあるかと思いますが、教育委員会事務局の意識として、この会議でも男性ばかりで、この感性で子どもたちの教育のことを決めていくのに違

和感を感じます。少なくとも、女性の感性を取入れる意識を持っていれば、選定のところも少しやり方が変わったのかなと思いますので、一意見として捉えていただければと思います。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件につきまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第7 教委議案第19号「大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

日程第7 教委議案第19号「大東市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

来月5月に元号が「令和」となることを受けまして、条例および規則等の確認を行いましたところ、当該規則の様式において、改正が必要であることを確認いたしました。

また、当該規則の様式では、他にも改正を行うことが、図書館運営の適正化に効果があると判断いたしましたことから、今回、併せて改正を行うものです。

まず、改元に伴う改正内容につきまして、新旧対照表の様式1をご参照願います。

左が改正後、右が改正前の様式となっております。

右側の改正前の「貸出利用券申込書」の記入欄におきまして、氏名の次の「生年月日」に元号がございますことから、今回、左側の（新）改正後のとおり、西暦・和暦を選択いただけるように改正いたしまして、今後の改元にも対応してまいります。

その他、改元に関するもの以外でも、当該規則の様式を図書館運営の実態に沿った内容に、今回の改正を機に改めさせていただくものですが、様式2につきましては、大東市外に在住・在勤の利用者について、利用券申込書を「広域利用者用」として、明確に分けさせていただくために、様式を追加するものでございます。

なお、規則本文の改正といたしましては、これまで明記されておりました、団体貸出に関する対象者の規定を第7条に、そして団体登録に関する諸手続きを第8条に、それぞれ追加させていただくものです。

本規則の施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

検索システム（OPAC）とはどのようなものでしょうか。

平岡課長

こちらは利用者の方の利便性を考慮いたしまして、導入させていただいているシステムでございますが、今回の改正において、メールアドレスの記載欄を追加させていただいた理由といたしましては、ご予約いただいた際に、ご予約が完了しましたというご案内をお電話では難しいことがございますの

亀岡教育長

で、メールにてご連絡させていただくため、追加させていただいたものでございます。登録時にメールアドレスをお聞きしてご案内させていただくものでございます。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

..... 日程第 8 一般業務報告につき要点のみを記載

①平成 31 年大東市議会 3 月定例月議会 代表質問および一般質問要旨について

⇒ 3 月定例月議会における代表質問および一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、代表質問について、5 議員から 15 項目。一般質問について、13 議員から 22 項目。

②大東市教職員厚生会補助金交付要綱等を廃止する要綱について

⇒ 本来、補助金の交付は市長の専属的権限とされていることから、教育委員会が所管する「教職員厚生会補助金交付要綱」を含む 7 要綱について、一旦廃止し、改めて市の要綱として制定するため、本要綱を制定するもの。なお、このうち「大東市支援学級親の会補助金交付要綱」について、平成 24 年度以降は申請および交付実績がなく、今後もその見込がないと判断されることから廃止するもの。

③大東市奨学貸付条例の一部を改正する条例について

⇒ 学校教育法の一部を改正する法律が平成 31 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、大学の区分に専門職大学および専門職短期大学が設けられた。そのため、奨学金を受ける対象者に専門職大学および専門職短期大学に進学または在学する者を加えたもの。

④平成 31 年度就学援助所得基準及び支給額について

⇒ 就学援助所得基準について、生活保護基準を基礎として算出しているが、平成 30 年 10 月 1 日から生活保護基準が新基準に変更となったことに伴い、就学援助所得基準を算出すると、3～5 人世帯は昨年度よりも減額してしまうことから、生活保護基準の引き下げによる影響が出ないよう昨年度と同額としたもの。

支給額について、小学校の新入学学用品費及び中学校入学準備金と中学校の新入学学用品費は 10,000 円引上げのほか、その他の支給項目についても年間 10 円～110 円引上げがなされた。

.....

亀岡教育長

以上をもちまして、4月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和元年5月28日

亀岡教育長

水野委員